

3 水質関係資料

表3-1 人の健康の保護に関する環境基準

(単位：mg/L)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 以下
六価クロム	0.05 以下
砒素	0.01 以下
総水銀	0.0005 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 以下
四塩化炭素	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
チウラム	0.006 以下
シマジン	0.003 以下
チオベンカルブ	0.02 以下
ベンゼン	0.01 以下
セレン	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
ふっ素	0.8 以下
ほう素	1 以下
1,4-ジオキサン	0.05 以下

(備考) 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンの基準値については、最高値とする。海域については、ふっ素およびほう素の基準値は適用しない。

表 3-2 生活環境の保全に関する環境基準

1-1 河川（湖沼を除く。） [pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数]

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (-)	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	浮遊物質 (mg/L)	溶存酸素量 (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 以下	25 以下	7.5 以上	50 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 以下	25 以下	7.5 以上	1,000 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 以下	25 以下	5 以上	5,000 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 以下	50 以下	5 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の 欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 以下	100 以下	2 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 以上	—

(備考) 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 " 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 " 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない程度

1-2 河川（湖沼を除く。） [全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩]

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛 (mg/L)	ノニルフェノール (mg/L)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (mg/L)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.001 以下	0.03 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.0006 以下	0.02 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.002 以下	0.05 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.002 以下	0.04 以下

(備考) 基準値は、年間平均値とする。

2-1 湖沼 [pH、COD、SS、DO、大腸菌群数]

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (-)	化学的酸素要求量 (mg/L)	浮遊物質 (mg/L)	溶存酸素量 (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 以下	1 以下	7.5 以上	50 以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 以下	5 以下	7.5 以上	1,000 以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 以下	15 以下	5 以上	-
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 以上	-

(備考) 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- (注)
- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
 - 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 〃 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 〃 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 - 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 - 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

2-2 湖沼 [窒素、磷]

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 以下	0.005 以下
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 以下	0.01 以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 以下	0.03 以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6 以下	0.05 以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 以下	0.1 以下

- (備考)
- 1 基準値は、年間平均値とする。
 - 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
 - 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

- (注)
- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 - 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう）
 - 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 〃 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 〃 3種：コイ、フナ等の水産生物用
 - 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

2-3 湖沼 [全垂鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩]

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全垂鉛 (mg/L)	ノニルフェノール (mg/L)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (mg/L)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.001 以下	0.03 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.0006 以下	0.02 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.002 以下	0.05 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.002 以下	0.04 以下

(備考) 基準値は、年間平均値とする。

2-4 湖沼 [底層DO]

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量 (mg/L)
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 以上

(備考) 基準値は、日間平均値とする。

3-1 海域 [pH、COD、DO、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質]

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (-)	化学的酸素要求量 (mg/L)	溶存酸素量 (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)
A	水産1級 水産浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 以下	7.5 以上	1,000 以下	検出されないこと
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 以下	5 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 以下	2 以上	—	—

(備考) 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70 MPN/100mL 以下とする。

- (注)
- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 - 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 // 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 - 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

3-2 海域 [窒素、磷]

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2 以下	0.02 以下
II	水産1種水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3 以下	0.03 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6 以下	0.05 以下
IV	水産3種工業用水生物生息環境保全	1 以下	0.09 以下

(備考) 1 基準値は、年間平均値とする。
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注) 1 自然環境保全：自然採撈等の環境保全
2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
" 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
" 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

3-3 海域 [全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩]

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛 (mg/L)	ノニルフェノール (mg/L)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (mg/L)
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 以下	0.001 以下	0.01 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 以下	0.0007 以下	0.006 以下

(備考) 基準値は、年間平均値とする。

3-4 海域 [底層DO]

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量 (mg/L)
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 以上

(備考) 基準値は、日間平均値とする。

表3-3 要監視項目および指針値（公共用水域）

1 人の健康の保護に関連する物質

（単位：mg/L）

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 以下
イソキサチオン	0.008 以下
ダイアジノン	0.005 以下
フェニトロチオン	0.003 以下
イソプロチオラン	0.04 以下
クロロタロニル	0.05 以下
プロピザミド	0.008 以下
オキシシン銅	0.04 以下
ジクロロボス	0.008 以下
フェノブカルブ	0.03 以下
クロルニトロフェン	— (注1)
イプロベンホス	0.008 以下
EPN	0.006 以下
トルエン	0.6 以下
キシレン	0.4 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 以下
ニッケル	— (注2)
モリブデン	0.07 以下
アンチモン	0.02 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 以下
全マンガン	0.2 以下
ウラン	0.002 以下

(注1) 胆のうがんとの因果関係が明らかになるまで、指針値は設定しない。

(注2) 毒性についての定量的評価が定まっていないため、指針値が削除された。

2 有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は生育環境の保全に関連する物質

(単位：mg/L)

項 目	水 域	類 型	指 針 値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物 A	0.7 以下
		生物特 A	0.006 以下
		生物 B	3 以下
		生物特 B	3 以下
	海域	生物 A	0.8 以下
		生物特 A	0.8 以下
フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.05 以下
		生物特 A	0.01 以下
		生物 B	0.08 以下
		生物特 B	0.01 以下
	海域	生物 A	2 以下
		生物特 A	0.2 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物 A	1 以下
		生物特 A	1 以下
		生物 B	1 以下
		生物特 B	1 以下
	海域	生物 A	0.3 以下
		生物特 A	0.03 以下
4-t-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.001 以下
		生物特 A	0.0007 以下
		生物 B	0.004 以下
		生物特 B	0.003 以下
	海域	生物 A	0.0009 以下
		生物特 A	0.0004 以下
アニリン	河川及び湖沼	生物 A	0.02 以下
		生物特 A	0.02 以下
		生物 B	0.02 以下
		生物特 B	0.02 以下
	海域	生物 A	0.1 以下
		生物特 A	0.1 以下
2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.03 以下
		生物特 A	0.003 以下
		生物 B	0.03 以下
		生物特 B	0.02 以下
	海域	生物 A	0.02 以下
		生物特 A	0.01 以下

表3-4 水質汚濁防止法に定める特定施設（抜粋）

番 号	施 設	番 号	施 設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設	59	砕石業の用に供する施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
5	みそ、しょう油、ソース、食酢などの製造業の用に供する施設	62	非鉄金属製造業の用に供する施設
8	パン、菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	63	63の3 金属製品、機械器具製造業の用に供する施設
9	米菓又はこうじ製造業の用に供する洗米機	64の2	石炭を燃料とする火力発電施設の廃ガス洗浄施設
10	飲料製造業の用に供する施設	65	水道、工業用水道施設の浄水施設（沈でん施設、ろ過施設）
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	66	酸又はアルカリによる表面処理施設
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	66の3	電気めっき施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	66の4	旅館業の用に供する施設
19	紡績業、繊維製品製造・加工業の用に供する施設	66の5	共同調理場に設置されるちゅう房施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設	66の6	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設
21の2	一般製材業等の用に供する湿式パーカー	67	飲食店に設置されるちゅう房施設
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	68	洗たく業の用に供する施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設	68の2	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
23	パルプ、紙、加工品の製造業の用に供する施設	70	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設
23の2	新聞業等の用に供する自動式フィルム洗浄施設等	70の2	廃油処理施設
27	無機化学工業製品製造業の用に供する施設	71	自動車分解整備等の用に供する洗車施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	71の2	自動式車両洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	71の3	科学技術の試験研究機関の施設（洗浄施設、焼入れ施設）
46	有機化学工業製品製造業の用に供する施設	71の4	一般廃棄物処理施設である焼却施設
47	医薬品製造業の用に供する施設	71の5	産業廃棄物処理施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設	71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設	72	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる蒸留施設
51の3	衛生用のゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	73	し尿処理施設
52	皮革製造業の用に供する施設	74	下水道終末処理施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設		特定事業場から排出される水の処理施設

表 3-5 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準

1 有害物質

(単位：mg/L)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03
シアン化合物	1
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1
鉛及びその化合物	0.1
六価クロム化合物	0.5
砒素及びその化合物	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと
P C B	0.003
トリクロロエチレン	0.1
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02
1, 2-ジクロロエタン	0.04
1, 1-ジクロロエチレン	1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4
1, 1, 1-トリクロロエタン	3
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06
1, 3-ジクロロプロペン	0.02
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1
セレン及びその化合物	0.1
ほう素及びその化合物	10 (海域以外に排出する場合) 230 (海域に排出する場合)
ふっ素及びその化合物	8 (海域以外に排出する場合) 15 (海域に排出する場合)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)
1, 4-ジオキサン	0.5

- (備考) 1 「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際、現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

2 生活環境項目

(単位：mg/L (pHを除く。))

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	5.8以上8.6以下 (海域以外に排出する場合) 5.0以上9.0以下 (海域に排出する場合)
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 (日間平均120)
化学的酸素要求量 (COD)	160 (日間平均120)
浮遊物質 (SS)	200 (日間平均150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ・ 鉱油類含有量 ・ 動植物油脂類含有量	5 30
フェノール類含有量	5
銅含有量	3
亜鉛含有量	2
溶解性鉄含有量	10
溶解性マンガン含有量	10
クロム含有量	2
大腸菌群数	日間平均 3,000 (個/cm ³)
窒素含有量	120 (日間平均 60)
燐含有量	16 (日間平均 8)

- (備考)
- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
 - この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
 - 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。
 - 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量及び弗素含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
 - 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
 - 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が9,000mg/Lを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
 - 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

表3-6 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準設定状況（平成29年3月31日現在）

項目	業種区分	水質汚濁防止法に基づく一律基準	上										中										下									
			九頭竜川水域		笹の川・井の口川水域		北川・南川水域		北川地先海域		九頭竜川地先海域		北潟湖水域		井川水域		越前・加賀海岸地先海域		敦賀湾海域		三方五湖水域		若狭湾東部海域									
			新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設								
A	1. 食品製造業	排水量3,000m ³ /日（下水道にあっては50,000m ³ /日）未満	80(60)	70(50)	120(100)	100(85)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)						
			60(50)	50(40)	100(80)	85(70)	60(50)	100(80)	40(30)	50(40)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)				
B	2. 繊維工業（染色製染業を含む）	中芯用セメキミカルパ ルズ製造業	120(100)	100(85)	150(110)	130(100)	60(50)	100(80)	40(30)	50(40)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)						
			70(55)	60(45)	120(100)	100(85)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)					
C	3. 紙・パルプルズ製造業	その他	80(60)	70(50)	150(120)	130(100)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)						
			50(40)	45(35)	80(60)	70(50)	60(50)	120(90)	100(75)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)					
D	4. 化学工業	医薬品製造業	80(60)	70(50)	150(120)	130(100)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)						
			50(40)	45(35)	80(60)	70(50)	60(50)	120(90)	100(75)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)					
E	5. 浄水施設・中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設	浄水施設	80(60)	70(50)	150(120)	130(100)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)						
			50(40)	45(35)	80(60)	70(50)	60(50)	120(90)	100(75)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)					
F	6. 旅館業	非金属鉱業及び鉱物・土石粉砕等	80(60)	70(50)	150(120)	130(100)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)						
			50(40)	45(35)	80(60)	70(50)	60(50)	120(90)	100(75)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)					
G	7. 非金属鉱業及び鉱物・土石粉砕等	L1段処理施設	80(60)	70(50)	150(120)	130(100)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)						
			50(40)	45(35)	80(60)	70(50)	60(50)	120(90)	100(75)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)					
H	8. L1段処理施設	浄水施設	80(60)	70(50)	150(120)	130(100)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)						
			50(40)	45(35)	80(60)	70(50)	60(50)	120(90)	100(75)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)					
I	9. 下水道終末処理施設	浄水施設	80(60)	70(50)	150(120)	130(100)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)						
			50(40)	45(35)	80(60)	70(50)	60(50)	120(90)	100(75)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)					
J	10. その他	浄水施設	80(60)	70(50)	150(120)	130(100)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)						
			50(40)	45(35)	80(60)	70(50)	60(50)	120(90)	100(75)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)					
K	1. 食品製造業	排水量3,000m ³ /日（下水道にあっては50,000m ³ /日）未満	120(100)	100(85)	150(110)	130(100)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)						
			90(70)	80(60)	120(100)	100(85)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)						
L	2. 繊維工業（染色製染業を含む）	中芯用セメキミカルパ ルズ製造業	120(100)	100(85)	150(110)	130(100)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)						
			90(70)	80(60)	120(100)	100(85)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)						
M	3. 紙・パルプルズ製造業	その他	120(100)	100(85)	150(110)	130(100)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)						
			90(70)	80(60)	120(100)	100(85)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)						
N	4. 化学工業	医薬品製造業	120(100)	100(85)	150(110)	130(100)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)						
			90(70)	80(60)	120(100)	100(85)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)						
O	5. 浄水施設・中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設	浄水施設	120(100)	100(85)	150(110)	130(100)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)						
			90(70)	80(60)	120(100)	100(85)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)						
P	6. 旅館業	非金属鉱業及び鉱物・土石粉砕等	120(100)	100(85)	150(110)	130(100)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)						
			90(70)	80(60)	120(100)	100(85)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)						
Q	7. 非金属鉱業及び鉱物・土石粉砕等	L1段処理施設	120(100)	100(85)	150(110)	130(100)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)						
			90(70)	80(60)	120(100)	100(85)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)						
R	8. L1段処理施設	浄水施設	120(100)	100(85)	150(110)	130(100)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)						
			90(70)	80(60)	120(100)	100(85)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)						
S	9. 下水道終末処理施設	浄水施設	120(100)	100(85)	150(110)	130(100)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)						
			90(70)	80(60)	120(100)	100(85)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)						
T	10. その他	浄水施設	120(100)	100(85)	150(110)	130(100)	40(30)	50(40)																								

表3-7 福井県公害防止条例に定める特定工場（排水量関係）

工場の規模	1日の通常排水量3,000立方メートル (紙またはパルプの製造を行う工場等にあつては、2,000立方メートル)	
規制基準	規制項目	特定工場で排出する排出水の一あたりの生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量および浮遊物質質量に係る負荷量
	規制値	福井県公害防止条例施行規則に定める算定式により算定した値

表3-8 福井県公害防止条例に定める汚水および廃液に係る特定施設

有害物質（福井県公害防止条例施行規則別表第1の2の表に掲げる物質）を使用し、または排出する施設であつて次に掲げるもの

No.	特定施設の種類	No.	特定施設の種類
1	反応施設	8	成型施設
2	分離施設	9	薬品処理施設
3	混合施設	10	エッチング施設
4	精製施設	11	めっき施設
5	蒸留施設	12	廃ガス洗浄施設
6	脱水施設	13	洗浄施設
7	ろ過施設		

(参考) 福井県公害防止条例施行規則別表第1の2の表に掲げる物質および許容限度 (mg/L)

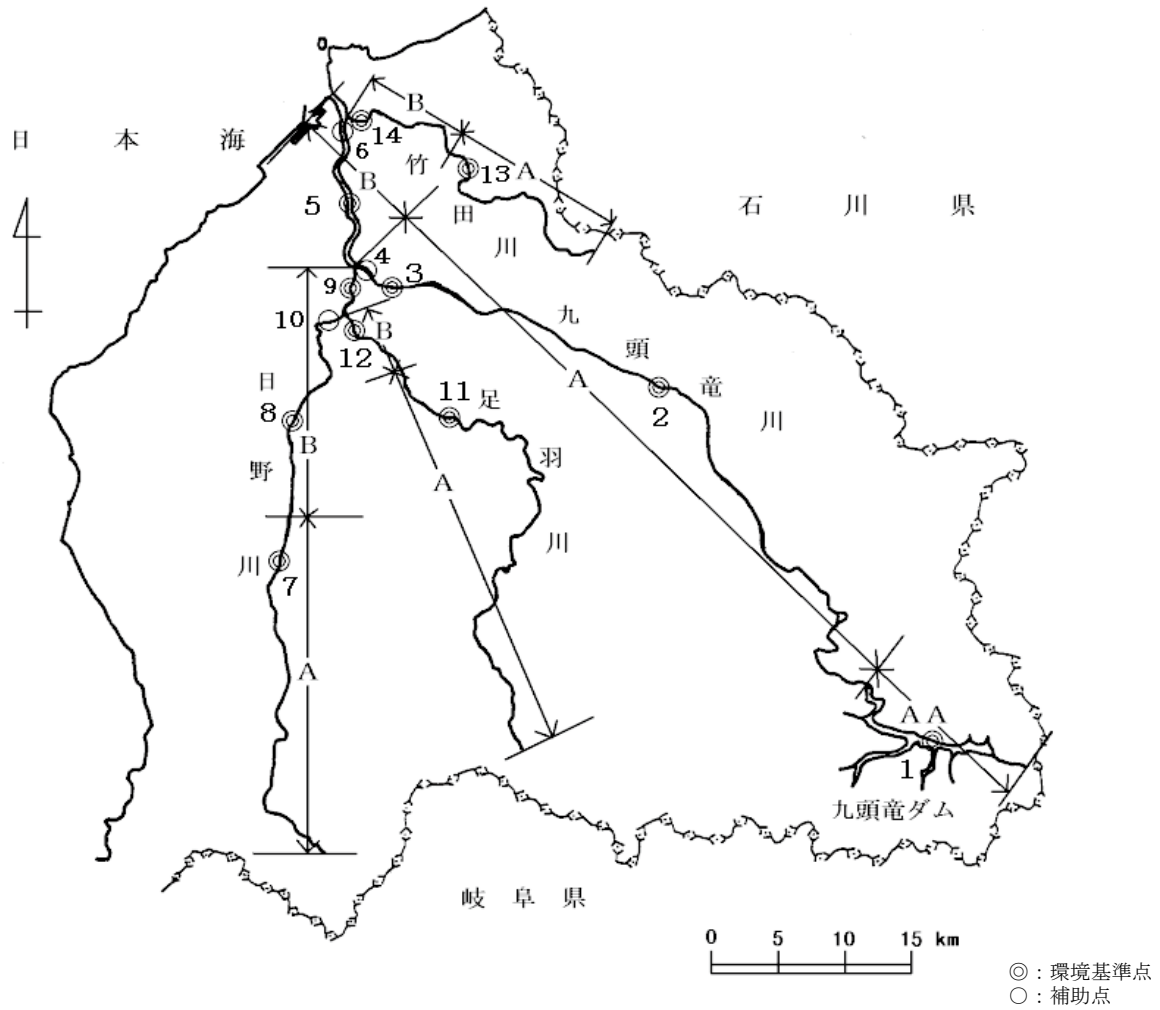
No.	有害物質の種類	許容限度	No.	有害物質の種類	許容限度
1	カドミウムおよびその化合物	0.1	13	四塩化炭素	0.02
2	シアン化合物	1	14	1,2-ジクロロエタン	0.04
3	有機燐化合物	1	15	1,1-ジクロロエチレン	1
4	鉛およびその化合物	0.1	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
5	六価クロム化合物	0.5	17	1,1,1-トリクロロエタン	3
6	砒素およびその化合物	0.1	18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
7	水銀およびアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005	19	1,3-ジクロロプロペン	0.02
8	アルキル水銀化合物	ND	20	チウラム	0.06
9	P C B	0.003	21	シマジン	0.03
10	トリクロロエチレン	0.3	22	チオベンカルブ	0.2
11	テトラクロロエチレン	0.1	23	ベンゼン	0.1
12	ジクロロメタン	0.2	24	セレンおよびその化合物	0.1

表3-9 湖沼の富栄養化防止に関する工場・事業場排水指導要綱

対象事業場の種類	項目および許容限度 (単位mg/L)	
	窒素含有量	燐含有量
1. し尿処理施設（し尿浄化槽を除く。）のみを設置する対象事業場	日間平均 15	日間平均 1
2. し尿浄化槽のみを設置する対象事業場	日間平均 15	日間平均 1
3. 下水道終末処理施設を設置する対象事業場	日間平均 10	日間平均 0.5
4. その他の対象事業場	日間平均 25	日間平均 4

- (備考)
- 1 指導基準は、一日の排出水の平均的な汚染状態（「日間平均」）について定めたものである。
 - 2 この表に掲げる指導基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上の対象事業場に係る排出水について、適用する。
 - 3 この表の数値は、排水基準を定める総理府令（昭和46年6月21日総理府令第35号）第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
 - 4 し尿浄化槽のみを設置する事業場に係る指導基準は、この要綱の施行の際、現に特定施設を設置している事業場（特定施設の設置の工事をしているものを含む。）に係る排出水については、当分の間、適用しない。
 - 5 この要綱の対象となる水域は、三方五湖（日向湖を除く。）およびこれに流入する水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域とする。
 - 6 「対象事業場」とは、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場または事業場であつて対象水域へ排出水を排出するものをいう。

表 3-10 九頭竜川水域（本川）の水質測定地点と測定結果（平成28年度）

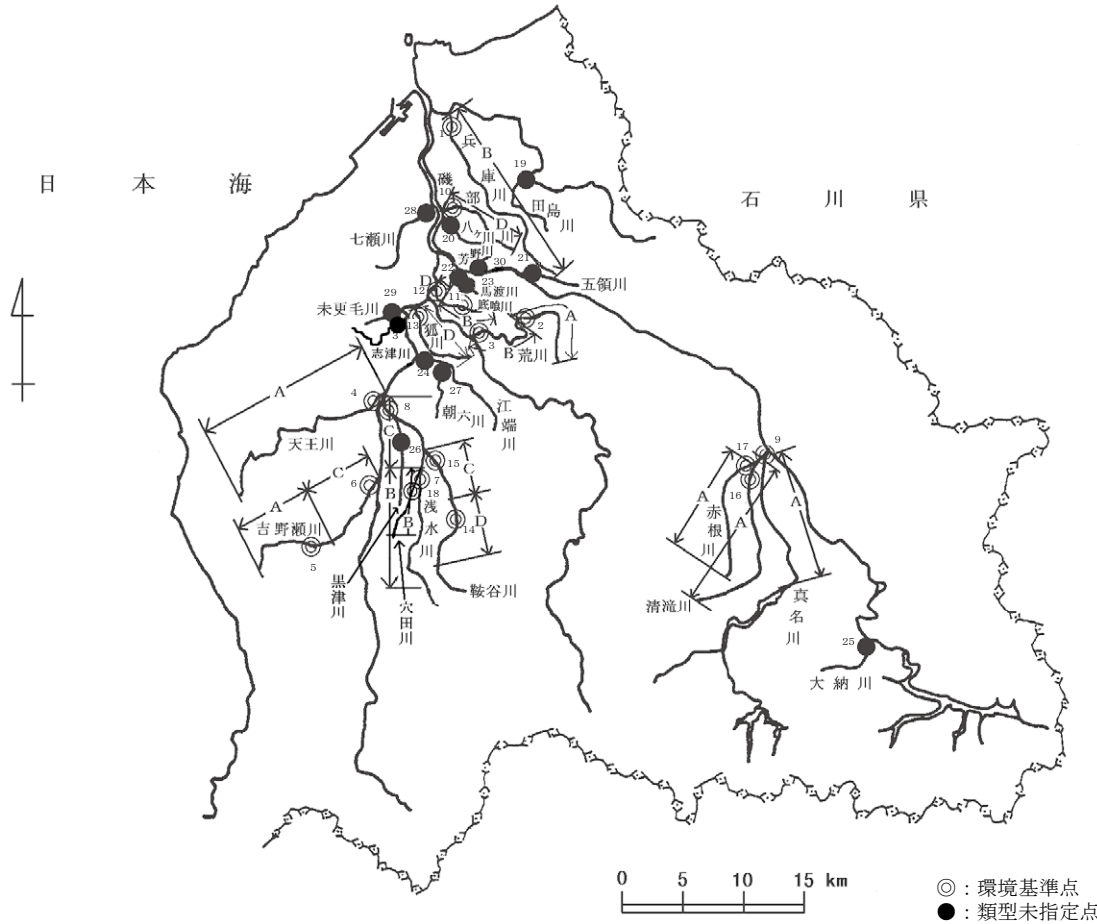


河川名	測定地点名	地点No.	類型	pH			D O				BOD					SS				
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均	
九頭竜川	上流	九頭竜ダム	1	AA	7.4	9.1	2/10	8.0	12	0/10	9.4	< 0.5	2.3	4/10	1.0	1.1	< 1	4	0/10	2
	中流	荒鹿橋	2	A	7.5	7.9	0/6	8.7	12	0/6	10	< 0.5	1.1	0/6	0.7	0.8	< 1	2	0/6	2
	〃	中角橋	3	A	7.4	7.7	0/12	7.5	12	0/12	9.9	< 0.5	1.2	0/12	0.7	0.7	1	4	0/12	2
	〃	高屋橋	4	A	7.5	7.7	0/4	7.7	12	0/4	9.5	0.5	1.0	0/4	0.7	0.8	1	6	0/4	3
	下流	布施田橋	5	B	7.3	7.8	0/12	7.1	12	0/12	9.2	< 0.5	1.4	0/12	0.8	0.9	1	8	0/12	3
	〃	九頭竜川河口	6	B	7.3	9.1	1/4	8.2	12	0/4	10	0.7	2.6	0/4	1.2	0.8	4	9	0/4	7
日野川	上流	豊橋	7	A	6.6	7.4	0/6	9.8	12	0/6	11	< 0.5	0.8	0/6	0.6	0.5	< 1	6	0/6	3
	下流	清水山橋	8	B	7.3	7.7	0/12	6.1	12	0/12	9.2	0.5	2.1	0/12	1.1	1.2	< 1	8	0/12	4
	〃	明治橋	9	B	7.3	7.8	0/12	6.8	11	0/12	8.9	0.6	1.8	0/12	1.1	1.3	1	11	0/12	6
	〃	日光橋	10	B	7.2	8.9	1/4	7.4	11	0/4	9.2	0.8	3.1	1/4	1.6	1.4	2	12	0/4	7
足羽川	上流	天神橋	11	A	7.5	8.4	0/12	8.6	13	0/12	10	< 0.5	1.0	0/12	0.6	0.7	< 1	3	0/12	1
	下流	水越橋	12	B	7.4	7.8	0/12	6.3	12	0/12	9.2	< 0.5	1.2	0/12	0.7	0.9	< 1	4	0/12	2
竹田川	上流	清間橋	13	A	7.0	7.6	0/12	7.7	11	0/12	9.4	< 0.5	1.6	0/12	0.9	1.0	< 1	25	0/12	7
	下流	栄橋	14	B	7.1	7.4	0/12	6.2	10	0/12	8.4	0.6	2.0	0/12	0.9	0.8	3	23	0/12	7

(備考) m : 環境基準値を超える検体数 n : 総検体数

(資料 : 環境政策課)

表 3-11 九頭竜川水域（支派川）の水質測定地点と測定結果（平成28年度）

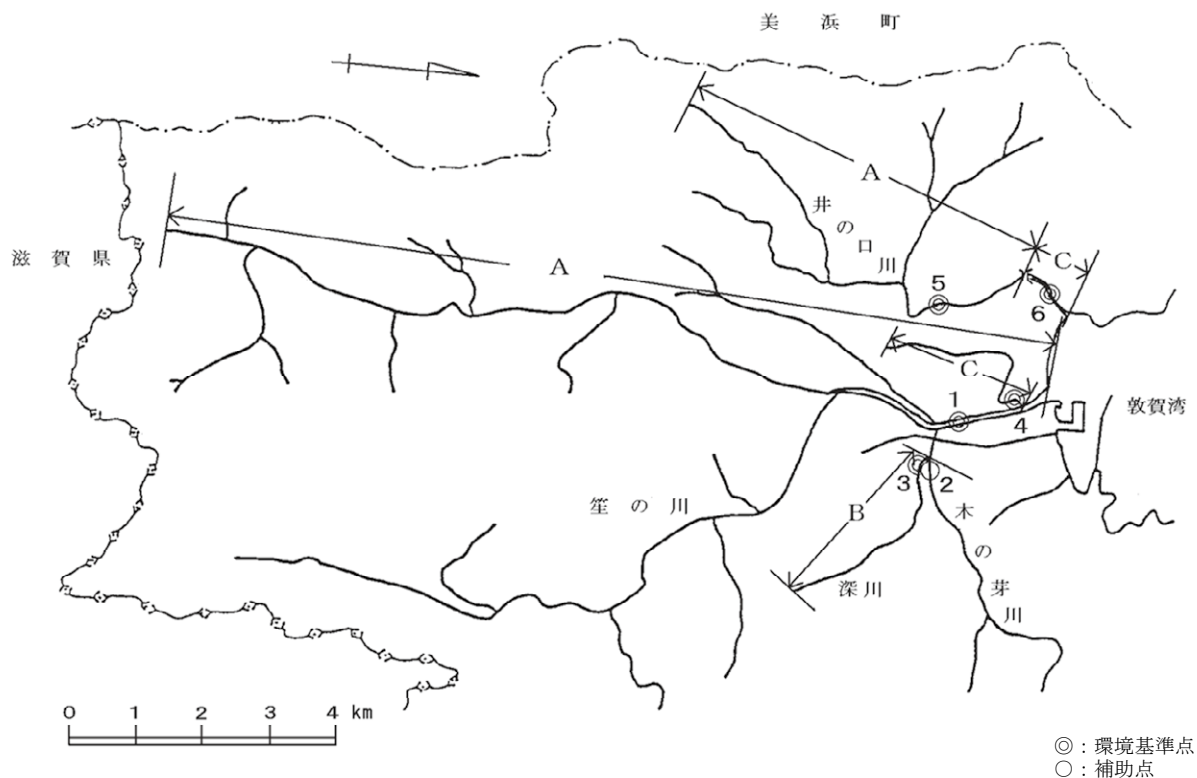


河川名	測定地点名	地点No.	類型	p			H			D			O			BOD					SS			
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均					
兵庫川	新野中橋	1	B	7.0	7.5	0/6	7.0	10	0/6	8.7	0.5	1.3	0/6	0.8	0.9	8	22	0/6	14					
荒川上流	東今泉橋	2	A	7.4	8.0	0/12	8.7	12	0/12	10	0.5	1.5	0/12	1.0	1.1	< 1	17	0/12	6					
荒川下流	水門	3	B	7.4	8.0	0/12	7.4	12	0/12	9.7	0.5	1.4	0/12	0.9	1.0	< 1	17	0/12	6					
天王川	末端	4	A	7.3	7.7	0/12	7.6	12	0/12	9.5	< 0.5	1.6	0/12	0.8	1.0	< 1	11	0/12	4					
吉野瀬川上流	芝原井橋	5	A	6.8	7.5	0/6	8.8	12	0/6	10	< 0.5	0.9	0/6	0.6	0.8	< 1	7	0/6	3					
吉野瀬川下流	高見橋	6	C	7.1	7.3	0/6	7.6	12	0/6	9.7	< 0.5	3.4	0/6	1.5	1.7	1	13	0/6	5					
浅水川上流	曲木橋	7	B	7.1	7.6	0/6	8.8	12	0/6	10	< 0.5	3.0	0/6	1.9	2.4	1	8	0/6	4					
浅水川下流	天神橋	8	C	7.2	7.9	0/6	8.4	12	0/6	10	1.0	5.8	1/6	2.4	3.3	2	14	0/6	6					
眞名川	土布子橋	9	A	7.2	7.5	0/6	8.6	11	0/6	9.9	< 0.5	0.8	0/6	0.6	0.5	1	5	0/6	3					
磯部川	安沢橋	10	D	7.4	7.6	0/6	2.9	7.4	0/6	6.2	2.8	10	2/6	6.5	8.7	7	19	0/6	11					
底喰川上流	護国橋	11	B	7.3	8.3	0/12	9.2	12	0/12	10	< 0.5	1.3	0/12	0.9	1.2	1	12	0/12	6					
底喰川下流	西野橋	12	D	7.2	7.7	0/12	8.1	11	0/12	9.3	0.5	2.0	0/12	1.1	1.2	< 1	12	0/12	6					
狐川	狐橋	13	D	7.4	7.9	0/12	5.1	11	0/12	8.3	0.7	4.1	0/12	1.8	2.1	1	26	0/12	10					
鞍谷川中流	小富士橋	14	D	7.4	7.9	0/6	9.1	12	0/6	11	3.5	5.3	0/6	4.6	5.0	1	8	0/6	5					
鞍谷川下流	浮橋	15	C	7.4	8.6	1/6	7.6	11	0/6	9.6	0.7	3.7	0/6	1.9	2.6	1	13	0/6	6					
清滝川	新在家橋	16	A	7.4	7.6	0/6	8.1	12	0/6	9.7	< 0.5	1.3	0/6	0.7	0.7	1	7	0/6	4					
赤根川	東大月橋	17	A	7.2	7.4	0/6	9.1	11	0/6	9.8	< 0.5	1.0	0/6	0.7	0.8	1	3	0/6	2					
穴田川	榎木橋	18	B	7.0	7.4	0/6	8.9	12	0/6	10	< 0.5	3.1	1/6	1.5	2.1	1	24	0/6	7					
田島川	長屋橋	19	—	7.4	7.5	-/4	8.2	10	-/4	9.2	0.6	1.4	-/4	0.9	0.9	1	14	-/4	9					
八ヶ川	高江橋	20	—	7.2	7.6	-/12	5.7	11	-/12	8.5	0.7	2.3	-/12	1.4	1.8	< 1	17	-/12	8					
五領川	熊堂橋	21	—	7.6	8.2	-/4	8.9	12	-/4	10	0.5	0.9	-/4	0.6	0.5	2	11	-/4	7					
馬渡川	末端	22	—	7.4	7.7	-/12	6.3	10	-/12	8.1	4.5	28	-/12	13	16	7	24	-/12	16					
馬渡川	馬渡北橋	23	—	7.2	7.8	-/12	8.1	12	-/12	9.5	< 0.5	1.8	-/12	0.9	1.1	1	11	-/12	5					
江端川	江守橋	24	—	7.4	7.8	-/12	6.1	12	-/12	9.2	< 0.5	1.5	-/12	0.8	0.9	1	19	-/12	8					
大納川	末端	25	—	7.6	7.8	-/4	8.9	10	-/4	9.5	< 0.5	< 0.5	-/4	< 0.5	< 0.5	< 1	2	-/4	1					
黒津川	水門	26	—	7.1	7.2	-/6	5.5	10	-/6	7.7	0.7	3.2	-/6	1.8	2.3	3	13	-/6	8					
朝六川	大島新橋	27	—	7.4	7.6	-/6	6.8	11	-/6	9.1	0.5	1.7	-/6	0.9	0.9	2	27	-/6	8					
七瀬川	御鷹橋	28	—	7.5	7.7	-/6	8.1	12	-/6	10	< 0.5	2.0	-/6	0.9	1.3	2	7	-/6	5					
未更毛川	やすだ橋	29	—	7.4	7.5	-/6	6.0	11	-/6	8.9	< 0.5	1.4	-/6	0.7	0.6	1	9	-/6	3					
芳野川	古市ふれあい橋	30	—	7.6	8.1	-/6	8.4	12	-/6	9.9	< 0.5	2.9	-/6	1.2	1.8	< 1	12	-/6	5					
志津川	水門	31	—	7.2	7.5	-/6	6.7	11	-/6	9.2	< 0.5	1.6	-/6	0.9	1.3	1	18	-/6	8					

(備考) m : 環境基準値を超える検体数 n : 総検体数

(資料 : 環境政策課)

表 3-12 笙の川・井の口川水域の水質測定地点と測定結果（平成28年度）



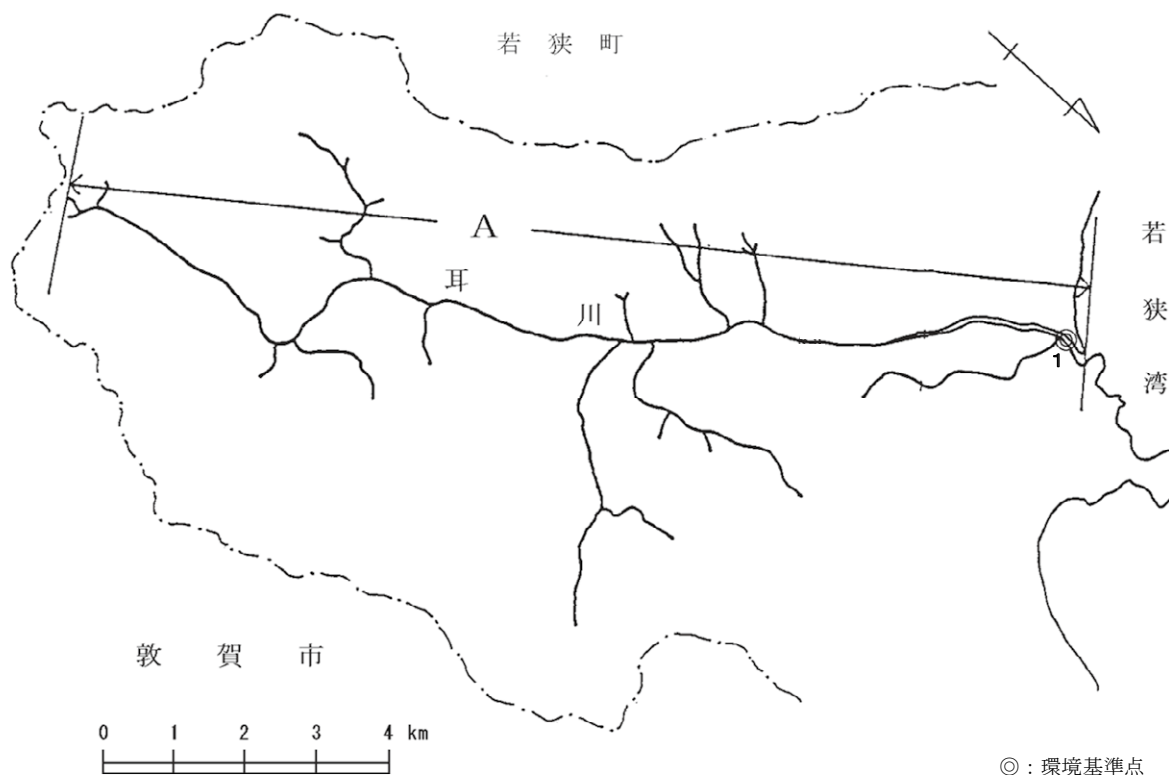
◎：環境基準点
○：補助点

河川名	測定地点名	地点No.	類型	p			H			D				BOD					SS			
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均			
笙の川	三島橋	1	A	6.9	7.7	0/12	8.5	12	0/12	10	< 0.5	1.4	0/12	0.6	0.5	< 1	2	0/12	1			
	木の芽橋	2	A	7.1	8.2	0/12	9.1	12	0/12	10	< 0.5	1.1	0/12	0.6	0.7	< 1	8	0/12	2			
	深川	3	B	6.9	7.4	0/12	6.9	11	0/12	9.4	0.7	2.8	0/12	1.2	1.4	< 1	6	0/12	2			
	二夜の川	末端	4	C	6.8	7.4	0/12	5.9	11	0/12	8.3	0.6	2.4	0/12	1.2	1.3	< 1	2	0/12	1		
井の口川	上流	豊橋	5	A	6.8	7.4	0/12	7.9	12	0/12	9.8	< 0.5	1.7	0/12	0.8	0.9	< 1	2	0/12	1		
	下流	穴地藏橋	6	C	7.2	7.9	0/12	6.2	12	0/12	8.8	< 0.5	1.9	0/12	1.1	1.5	< 1	17	0/12	5		

(備考) m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

(資料：環境政策課)

表 3-13 耳川水域の水質測定地点と測定結果（平成28年度）

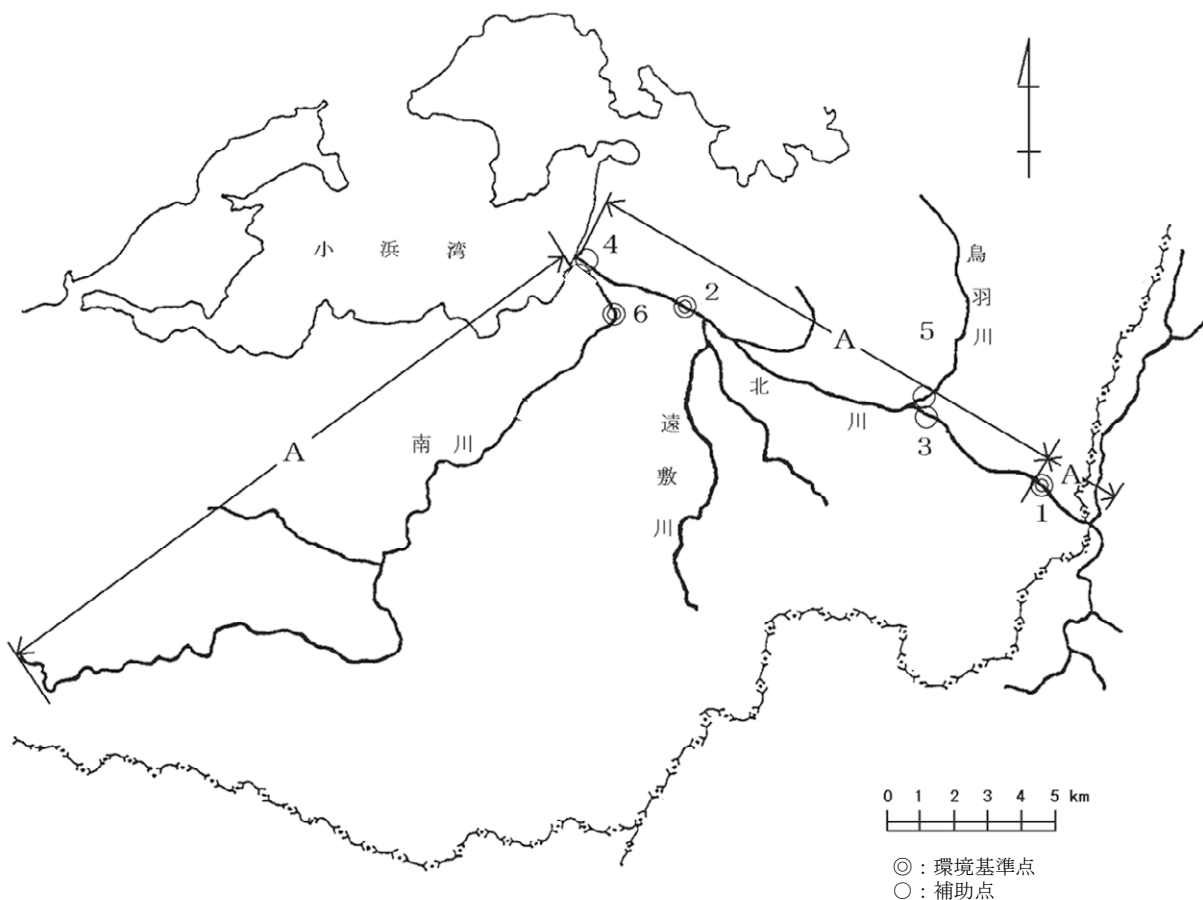


河川名	測定地点名	地点No.	類型	p			H			D				BOD					SS			
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均			
耳川	和田橋	1	A	7.4	7.8	0/6	8.1	12	0/6	9.6	< 0.5	0.5	0/6	0.5	0.5	<	1	10	0/6	5		

(資料：環境政策課)

(備考) m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表 3-14 北川・南川水域の水質測定地点と測定結果（平成28年度）

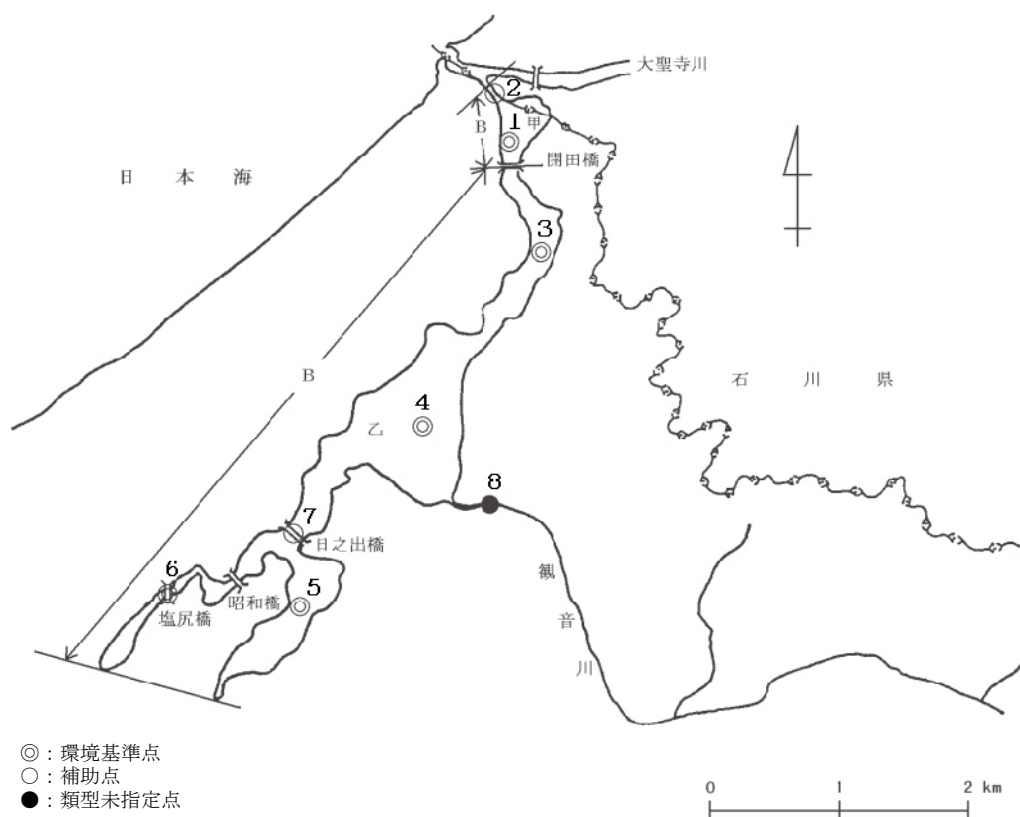


河川名	測定地点名	地点No.	類型	p H			D O				BOD					SS				
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均	
北川	上流	新道大橋	1	A	7.6	8.2	0/6	8.3	11	0/6	9.6	< 0.5	0.6	0/6	0.5	< 0.5	1	4	0/6	2
	下流	高塚橋	2	A	7.4	7.6	0/12	7.8	12	0/12	9.5	< 0.5	0.9	0/12	0.6	0.5	< 1	10	0/12	3
		上中橋	3	A	7.6	8.9	1/4	8.3	11	0/4	9.6	< 0.5	< 0.5	0/4	< 0.5	< 0.5	< 1	3	0/4	2
		西津橋	4	A	7.4	7.7	0/4	7.2	11	1/4	9.1	< 0.5	0.8	0/4	0.6	< 0.5	1	4	0/4	2
		鳥羽川末端	5	A	7.2	7.5	0/6	6.8	11	1/6	8.5	< 0.5	1.4	0/6	0.9	1.3	3	11	0/6	6
南川	湯岡橋	6	A	7.0	7.2	0/6	8.9	12	0/6	9.9	0.7	1.2	0/6	0.9	1.0	< 1	1	0/6	1	

(備考) m : 環境基準値を超える検体数 n : 総検体数

(資料 : 環境政策課)

表 3-15 北潟湖水域の水質測定地点と測定結果（平成28年度）



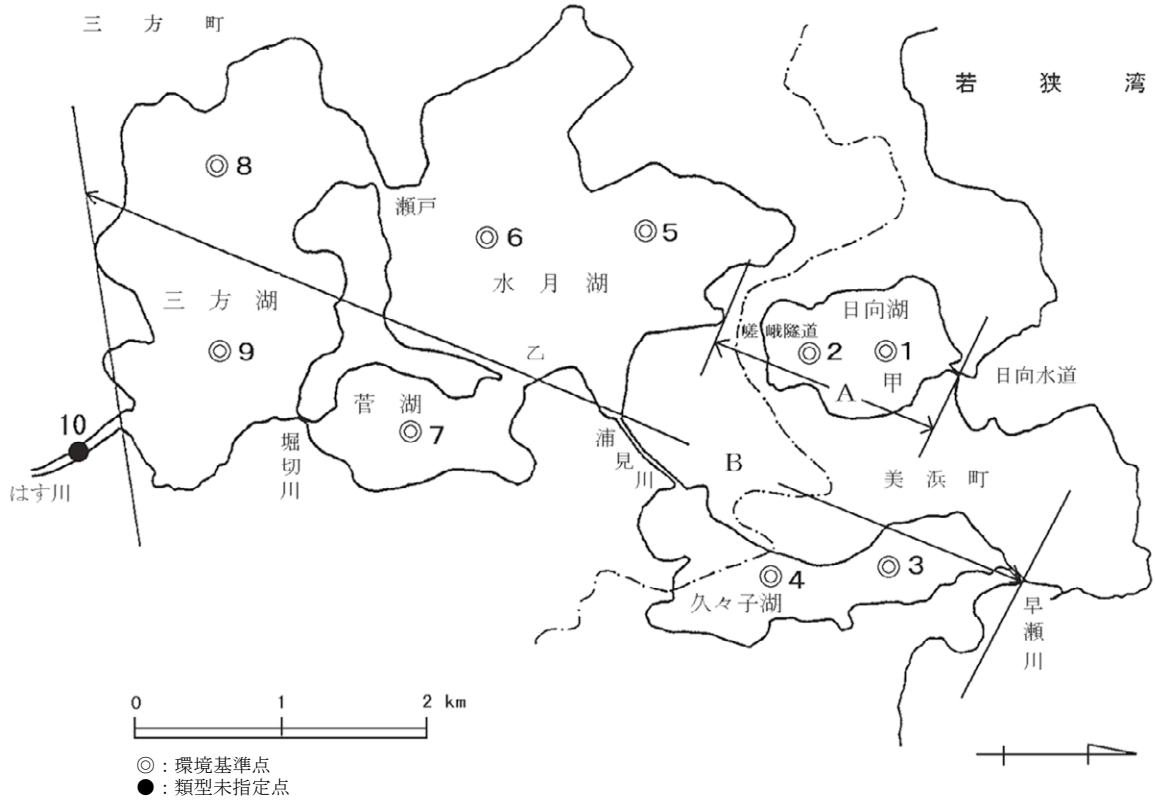
湖沼名	測定地点名	地点No.	類型	p			H			D			O			COD					SS			
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均					
北潟湖	北潟湖北部	1	B	7.8	8.2	0/12	5.7	11	0/12	8.9	2.2	6.2	1/6	3.5	3.8	< 1	8	0/12	4					
	北潟湖末端	2	B	7.1	8.3	0/6	7.6	12	0/6	9.4	1.5	4.8	0/6	3.2	4.3	< 1	5	0/6	3					
	北潟湖水路	3	B	7.6	8.5	0/6	7.7	13	0/6	9.8	3.1	5.5	2/6	4.3	5.2	< 1	8	0/6	4					
	北潟湖心	4	B	7.4	8.8	3/12	3.5	13	1/12	8.9	3.6	6.7	2/6	5.1	6.4	3	19	1/12	8					
	北潟湖南部	5	B	7.4	9.0	7/12	4.3	13	1/12	9.7	4.4	10	5/6	7.0	9.3	5	24	4/12	13					
	塩尻橋	6	B	7.5	9.2	2/6	7.3	13	0/6	10	2.8	13	5/6	7.6	9.6	6	38	5/6	21					
	日之出橋	7	B	7.9	8.7	3/6	8.0	13	0/6	9.9	3.6	8.4	5/6	6.3	8.0	6	18	1/6	10					
	観音川(崎田橋)	8	-	6.7	8.1	-/6	5.7	11	-/6	8.7	2.5	6.5	-/6	3.6	4.1	5	13	-/6	8					

湖沼名	測定地点名	地点No.	類型	全窒素				全燐			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
北潟湖	北潟湖北部	1	IV	0.42	1.0	5/6	0.70	0.029	0.085	1/6	0.042
	北潟湖末端	2	IV	0.45	1.0	5/6	0.74	0.021	0.075	2/6	0.043
	北潟湖水路	3	IV	0.59	1.0	5/6	0.70	0.028	0.10	2/6	0.050
	北潟湖心	4	IV	0.63	1.1	6/6	0.86	0.032	0.12	3/6	0.068
	北潟湖南部	5	IV	1.0	1.8	6/6	1.3	0.053	0.18	6/6	0.11
	塩尻橋	6	IV	1.2	2.1	6/6	1.6	0.036	0.28	5/6	0.14
	日之出橋	7	IV	0.88	1.5	6/6	1.1	0.038	0.15	5/6	0.096
	観音川(崎田橋)	8	-	0.78	1.0	-/6	0.89	0.032	0.090	-/6	0.052

(備考) m : 環境基準値を超える検体数 n : 総検体数

(資料 : 環境政策課)

表 3-16 三方五湖水域の水質測定地点と測定結果（平成28年度）



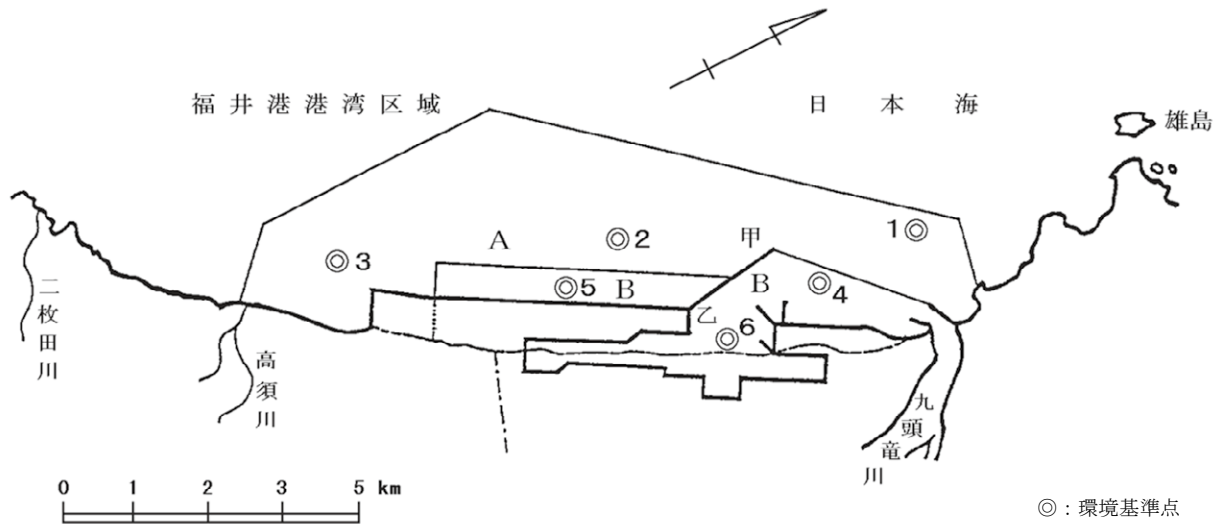
湖沼名	測定地点名	地点No.	類型	pH			D O			COD				SS					
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均
三方五湖	日向湖北部	1	A	8.0	8.2	0/6	7.1	9.4	3/6	8.0	1.4	2.2	0/6	2.0	2.2	< 1	< 1	0/6	< 1
	日向湖南部	2	A	8.0	8.2	0/6	7.0	9.4	3/6	7.9	1.2	2.6	0/6	1.8	2.4	< 1	8	1/6	2
	久々子湖北部	3	B	7.7	8.4	0/6	7.7	12	0/6	9.1	3.1	5.7	2/6	4.2	5.1	< 1	6	0/6	3
	久々子湖南部	4	B	7.6	8.4	0/12	7.1	12	0/12	8.9	3.6	5.2	1/6	4.4	4.9	< 1	15	0/12	4
	水月湖北部	5	B	7.6	8.7	1/6	7.8	12	0/6	9.6	2.7	5.6	1/6	4.2	4.7	< 1	12	0/6	3
	水月湖南部	6	B	7.3	8.5	0/12	< 0.5	11	4/12	6.8	3.4	5.7	1/6	4.2	4.9	< 1	13	0/12	3
	菅湖	7	B	7.5	8.6	1/6	7.4	12	0/6	9.4	1.8	4.9	0/6	3.7	4.6	< 1	6	0/6	2
	三方湖西部	8	B	7.4	8.6	1/6	6.3	11	0/6	9.2	2.5	7.4	2/6	4.4	5.8	2	21	2/6	9
	三方湖東部	9	B	7.2	8.6	1/12	5.9	11	0/12	8.7	2.0	8.0	3/6	4.9	6.3	3	23	3/12	10
	はす川(上口橋)	10	-	-	7.1	8.3	-/6	7.9	10	-/6	9.2	1.1	5.0	-/6	2.7	3.7	< 1	5	-/6

湖沼名	測定地点名	地点No.	類型	全窒素				全磷			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
三方五湖	日向湖北部	1	-	0.09	0.28	-/6	0.18	0.007	0.035	-/6	0.018
	日向湖南部	2	-	0.11	0.22	-/6	0.15	0.006	0.035	-/6	0.018
	久々子湖北部	3	IV	0.38	0.94	2/6	0.59	0.029	0.067	2/6	0.042
	久々子湖南部	4	IV	0.38	1.0	2/6	0.61	0.034	0.098	2/6	0.053
	水月湖北部	5	IV	0.46	1.0	2/6	0.64	0.030	0.093	2/6	0.054
	水月湖南部	6	IV	0.46	0.85	2/6	0.57	0.034	0.074	1/6	0.046
	菅湖	7	IV	0.42	0.86	2/6	0.56	0.034	0.055	1/6	0.040
	三方湖西部	8	IV	0.57	0.80	4/6	0.65	0.031	0.087	5/6	0.065
	三方湖東部	9	IV	0.59	0.88	5/6	0.75	0.032	0.10	5/6	0.073
	はす川(上口橋)	10	-	-	0.64	1.0	-/6	0.78	0.027	0.089	-/6

(備考) m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数

(資料: 環境政策課)

表 3-17 九頭竜川地先海域の水質測定地点と測定結果（平成28年度）

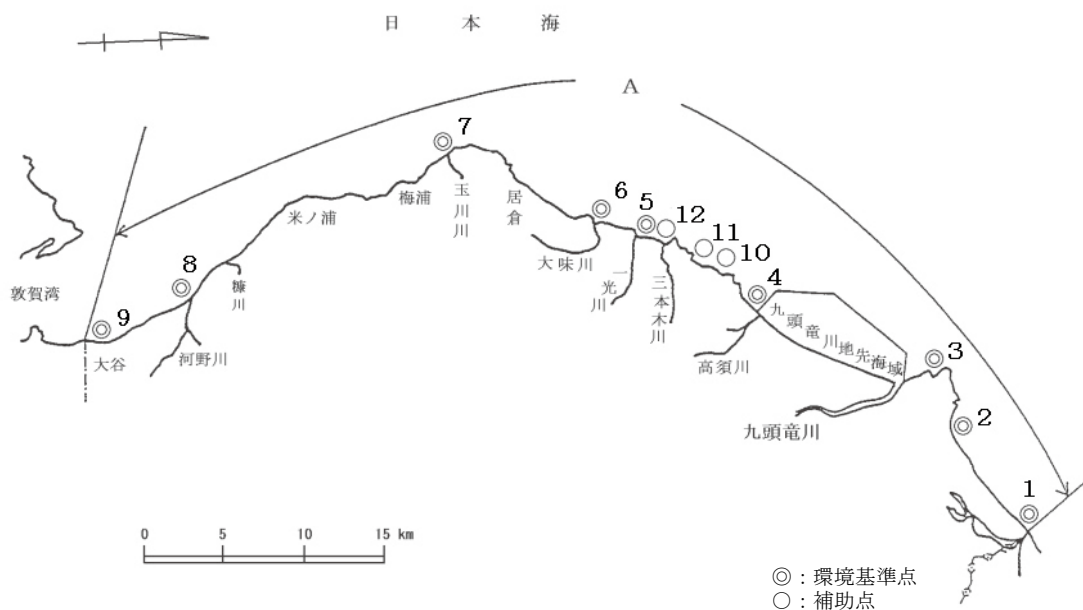


海域名	測定地点名	地点No.	類型	p			H			D			O			COD					油分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n		
九頭竜川地先海域	三国地先	1	A	8.1	8.3	0/4	6.7	10	1/4	8.2	1.3	2.0	0/4	1.7	1.9	ND	ND	0/4					
	黒目地先	2	A	8.2	8.3	0/4	6.6	9.8	1/4	8.1	1.5	2.0	0/4	1.8	2.0	ND	ND	0/4					
	石橋地先	3	A	8.1	8.2	0/4	7.2	9.1	1/4	8.0	0.9	1.2	0/4	1.0	0.9	ND	ND	0/4					
	福井火力地先	4	B	8.2	8.3	0/4	6.8	9.2	0/4	8.0	1.3	2.5	0/4	1.8	1.9	ND	ND	0/4					
	米納津地先	5	B	8.2	8.3	0/4	6.8	9.2	0/4	7.9	1.3	2.1	0/4	1.6	1.7	ND	ND	0/4					
	福井港内	6	B	8.2	8.3	0/4	7.0	9.1	0/4	8.0	1.4	2.5	0/4	2.0	2.2	ND	ND	0/4					

(資料：環境政策課)

(備考) m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表 3-18 越前加賀海岸地先海域の水質測定地点と測定結果（平成28年度）

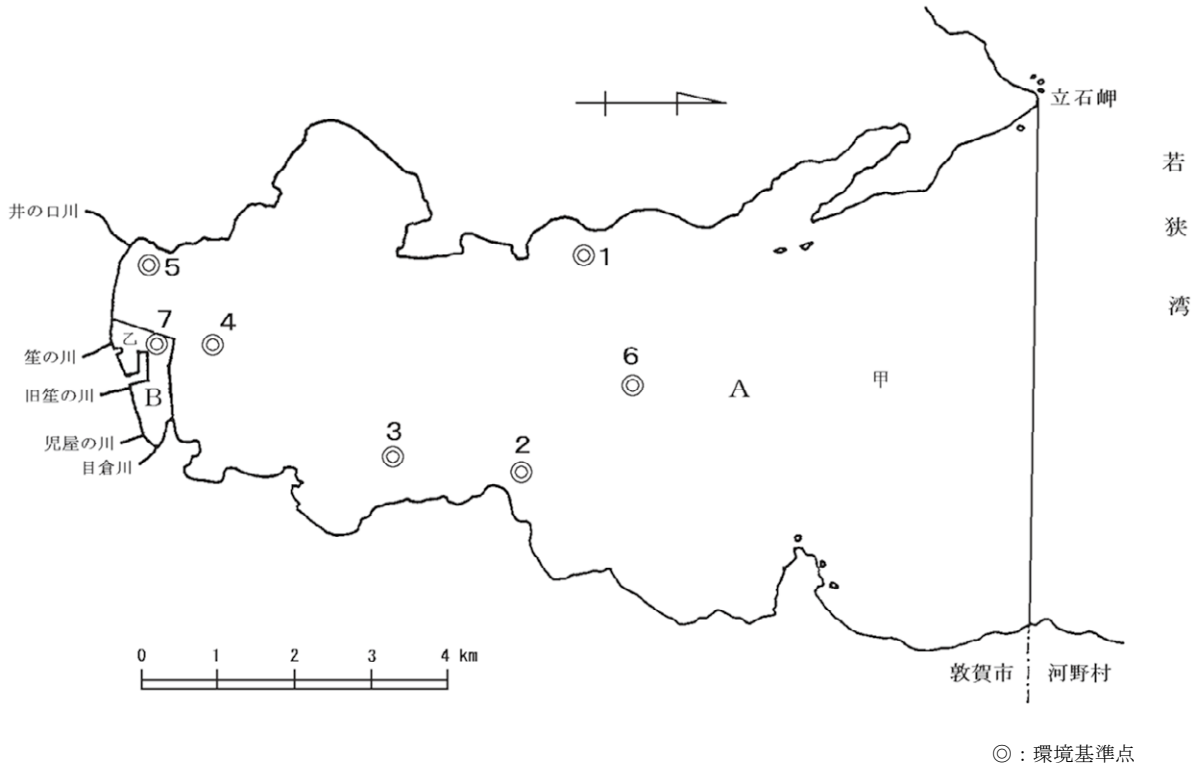


海域名	測定地点名	地点No.	類型	p			H			D			O			COD					油分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n		
越前加賀海岸地先海域	大聖寺川地先	1	A	8.2	8.3	0/4	7.0	9.0	1/4	8.0	1.1	2.0	0/4	1.6	1.9	ND	ND	0/4					
	浜地地先	2	A	8.2	8.3	0/4	6.9	9.0	1/4	7.8	1.2	2.0	0/4	1.6	1.9	ND	ND	0/4					
	東尋坊地先	3	A	8.2	8.3	0/4	7.0	9.5	1/4	8.2	1.4	1.9	0/4	1.6	1.7	ND	ND	0/4					
	浜住地先	4	A	8.1	8.2	0/4	7.3	9.1	1/4	8.0	1.0	1.2	0/4	1.1	1.1	ND	ND	0/4					
	一光川地先	5	A	8.1	8.2	0/4	7.1	9.1	2/4	7.9	0.6	1.2	0/4	0.9	1.0	ND	ND	0/4					
	大味川地先	6	A	8.1	8.2	0/4	7.1	9.0	1/4	7.9	0.7	1.0	0/4	0.9	0.9	ND	ND	0/4					
	玉川川地先	7	A	8.2	8.3	0/4	6.9	9.2	1/4	7.9	1.0	2.0	0/4	1.5	1.6	ND	ND	0/4					
	河野川地先	8	A	8.2	8.3	0/4	7.0	9.2	1/4	8.0	1.6	2.0	0/4	1.8	1.9	ND	ND	0/4					
	大谷地先	9	A	8.2	8.3	0/4	7.0	10	1/4	8.1	1.7	2.1	1/4	1.8	1.8	ND	ND	0/4					
	亀島地先	10	A	8.1	8.2	0/4	7.0	9.2	2/4	7.9	0.8	1.2	0/4	1.0	1.0	ND	ND	0/4					
	菅生地先	11	A	8.1	8.2	0/4	6.9	9.3	1/4	7.8	0.7	1.2	0/4	1.0	1.0	ND	ND	0/4					
	三本木川地先	12	A	8.1	8.2	0/4	7.2	9.0	2/4	7.9	0.8	1.1	0/4	0.9	0.9	ND	ND	0/4					

(資料：環境政策課)

(備考) m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表 3-19 敦賀湾海域の水質測定地点と測定結果（平成28年度）



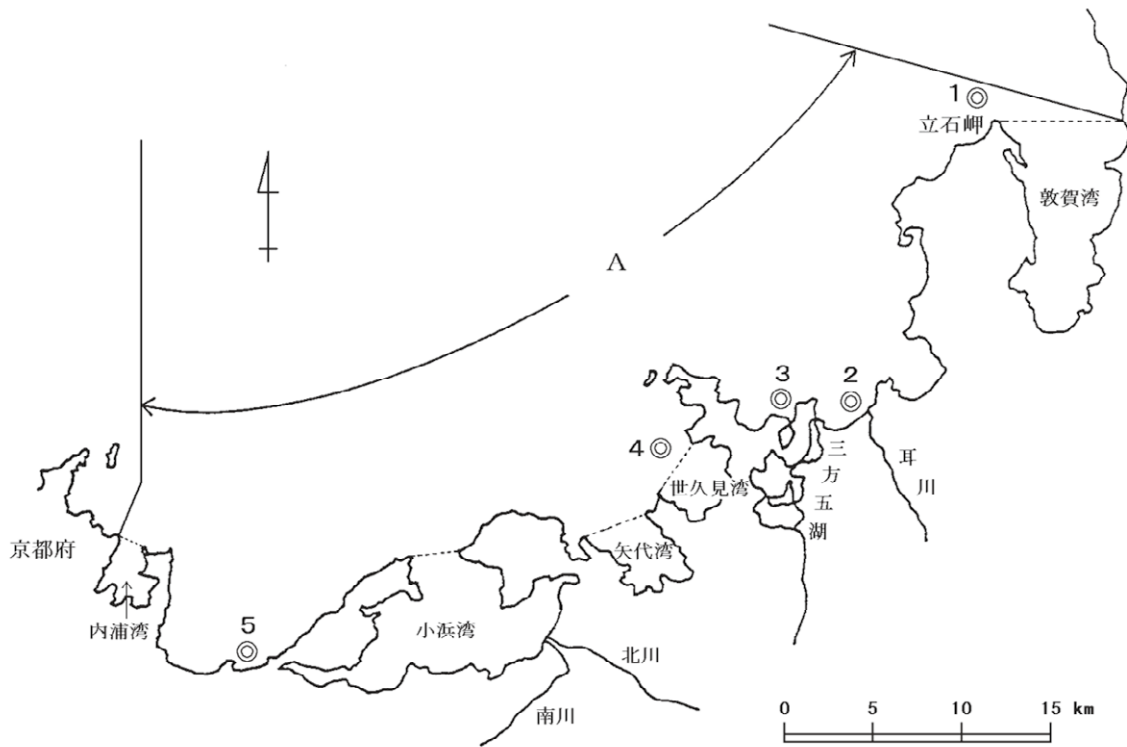
海域名	測定地点名	地点No.	類型	p			H			D			O			COD					油分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n		
敦賀湾海域	手の浦地先	1	A	8.2	8.3	0/4	6.7	9.8	1/4	8.1	1.5	2.1	1/4	1.7	1.7	ND	ND	0/4					
	松ヶ崎地先	2	A	8.2	8.3	0/4	7.1	9.7	1/4	8.2	1.7	2.6	1/4	2.0	2.0	ND	ND	0/4					
	ナスビ鼻地先	3	A	8.2	8.3	0/4	7.3	10	1/4	8.3	1.7	2.5	1/4	2.0	1.8	ND	ND	0/4					
	白灯台地先	4	A	8.2	8.3	0/4	7.1	10	1/4	8.2	1.6	3.1	1/4	2.0	1.8	ND	ND	0/4					
	井の口川地先	5	A	8.2	8.3	0/4	7.2	10	1/4	8.2	1.6	2.8	1/4	2.1	2.0	ND	ND	0/4					
	敦賀湾中央	6	A	8.2	8.3	0/4	7.1	9.9	1/4	8.2	1.6	2.6	1/4	2.0	2.0	ND	ND	0/4					
	笹の川地先	7	B	8.2	8.3	0/4	7.0	10	0/4	8.2	1.6	2.8	0/4	2.3	2.7	ND	ND	0/4					

海域名	測定地点名	地点No.	類型	全窒素				全磷			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
敦賀湾海域	手の浦地先	1	II	0.08	0.19	0/4	0.13	0.009	0.013	0/4	0.012
	松ヶ崎地先	2	II	0.06	0.22	0/4	0.13	0.011	0.039	1/4	0.020
	ナスビ鼻地先	3	II	0.07	0.12	0/4	0.10	0.010	0.015	0/4	0.012
	白灯台地先	4	II	0.12	0.25	0/4	0.16	0.014	0.036	1/4	0.020
	井の口川地先	5	II	0.07	0.14	0/4	0.12	0.012	0.018	0/4	0.016
	敦賀湾中央	6	II	0.05	0.11	0/4	0.09	0.010	0.033	1/4	0.016
	笹の川地先	7	III	0.11	0.30	0/4	0.18	0.013	0.048	0/4	0.024

(備考) m : 環境基準値を超える検体数 n : 総検体数

(資料 : 環境政策課)

表 3-20 若狭湾東部海域の水質測定地点と測定結果（平成28年度）



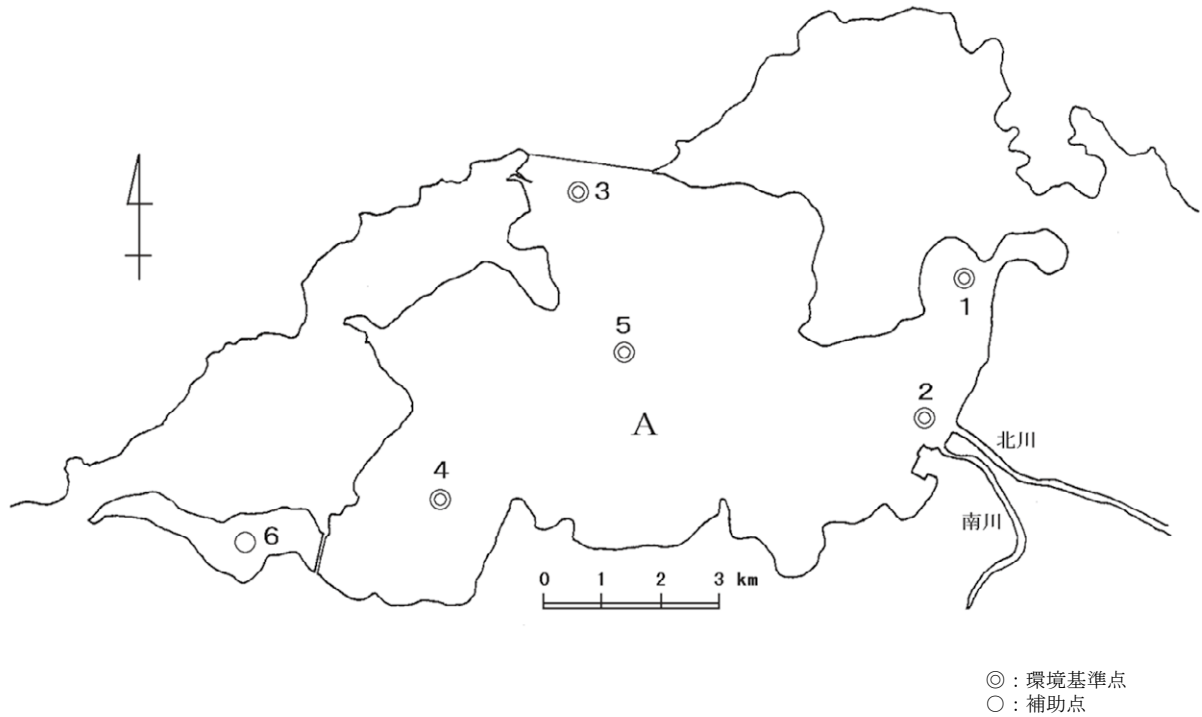
◎：環境基準点

海域名	測定地点名	地点No.	類型	p			D				COD					油分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n
若狭湾東部海域	立石岬地先	1	A	8.2	8.3	0/4	6.6	10	1/4	8.1	1.4	1.8	0/4	1.6	1.8	ND	ND	0/4
	耳川地先	2	A	8.1	8.2	0/4	7.5	10	0/4	8.9	1.4	1.9	0/4	1.7	1.7	ND	ND	0/4
	日向地先	3	A	8.1	8.2	0/4	7.3	10	1/4	8.6	1.3	2.0	0/4	1.6	1.6	ND	ND	0/4
	海中公園	4	A	8.1	8.2	0/4	7.2	10	1/4	8.6	1.2	2.3	1/4	1.6	1.4	ND	ND	0/4
	高浜地先	5	A	8.1	8.2	0/4	7.4	10	1/4	8.6	1.3	1.6	0/4	1.5	1.5	ND	ND	0/4

(資料：環境政策課)

(備考) m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表 3-21 小浜湾海域の水質測定地点と測定結果（平成28年度）



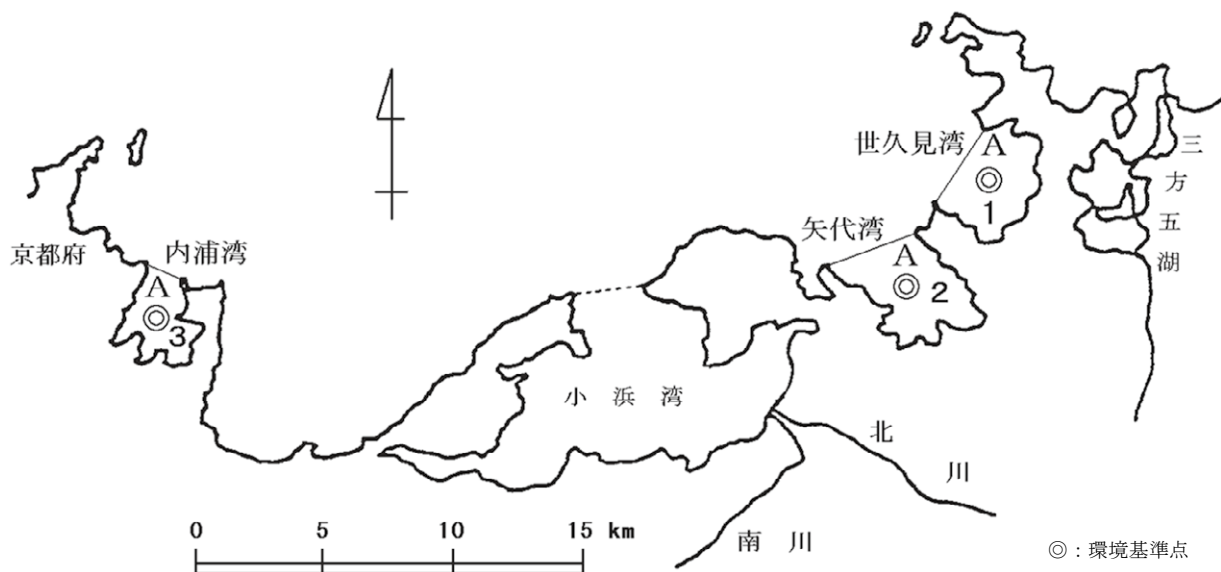
海域名	測定地点名	地点No.	類型	p H			D O				COD					油分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n
小浜湾海域	甲ヶ崎地先	1	A	8.1	8.2	0/4	7.7	11	0/4	9.1	1.2	2.0	0/4	1.6	1.6	ND	ND	0/4
	雲浜地先	2	A	8.1	8.2	0/4	7.1	10	1/4	8.5	1.3	2.0	0/4	1.7	1.8	ND	ND	0/4
	大飯原発地先	3	A	8.2	8.2	0/4	7.5	10	0/4	8.6	1.3	1.6	0/4	1.4	1.4	ND	ND	0/4
	和田港湾	4	A	8.1	8.2	0/4	7.5	10	0/4	8.7	1.3	1.8	0/4	1.6	1.6	ND	ND	0/4
	小浜湾中央	5	A	8.1	8.2	0/4	7.8	10	0/4	8.8	1.1	1.6	0/4	1.5	1.6	ND	ND	0/4
	青戸入江	6	A	8.1	8.2	0/4	7.6	10	0/4	8.8	1.3	1.9	0/4	1.7	1.8	ND	ND	0/4

海域名	測定地点名	地点No.	類型	全窒素				全燐			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
小浜湾海域	甲ヶ崎地先	1	II	0.13	0.23	0/4	0.19	0.016	0.020	0/4	0.018
	雲浜地先	2	II	0.18	0.30	0/4	0.22	0.016	0.026	0/4	0.021
	大飯原発地先	3	II	0.11	0.17	0/4	0.14	0.009	0.017	0/4	0.012
	和田港湾	4	II	0.12	0.22	0/4	0.16	0.011	0.020	0/4	0.015
	小浜湾中央	5	II	0.11	0.16	0/4	0.14	0.012	0.017	0/4	0.013
	青戸入江	6	II	0.11	0.16	0/4	0.14	0.012	0.021	0/4	0.017

(備考) m : 環境基準値を超える検体数 n : 総検体数

(資料 : 環境政策課)

表 3-22 世久見湾・矢代湾・内浦湾海域の水質測定地点と測定結果（平成28年度）



海域名	測定地点名	地点No.	類型	p H			D O				C O D					油分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n
世久見湾海域	世久見湾	1	A	8.1	8.3	0/4	7.2	10	1/4	8.4	0.9	1.6	0/4	1.3	1.4	ND	ND	0/4
矢代湾海域	矢代湾	2	A	8.2	8.3	0/4	7.2	10	1/4	8.5	1.3	1.6	0/4	1.4	1.4	ND	ND	0/4
内浦湾海域	内浦湾	3	A	8.2	8.2	0/4	8.5	10	0/4	9.0	1.4	1.6	0/4	1.5	1.6	ND	ND	0/4

海域名	測定地点名	地点No.	類型	全窒素				全磷			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
世久見湾海域	世久見湾	1	II	0.07	0.18	0/4	0.13	0.008	0.023	0/4	0.013
矢代湾海域	矢代湾	2	II	0.07	0.19	0/4	0.12	0.010	0.021	0/4	0.013
内浦湾海域	内浦湾	3	II	0.09	0.20	0/4	0.16	0.009	0.013	0/4	0.011

(備考) m : 環境基準値を超える検体数 n : 総検体数

(資料 : 環境政策課)

表 3-23-1 海水浴場水質判定基準

区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA	不検出 (検出限界：2個/100mL)	油膜が認められない	2 mg/L 以下	全透 (1m以上)
	水質 A	100 個/100mL 以下	油膜が認められない	2 mg/L 以下	全透 (1m以上)
可	水質 B	400 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5 mg/L 以下	1m未満 ～50cm 以上
	水質 C	1,000 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	8 mg/L 以下	1m未満 ～50cm 以上
不適		1,000 個/100mL を超えるもの	常時油膜が認められる	8 mg/L 超	50cm 未満

表 3-23-2 海水浴場の水質検査結果 (平成 29 年度)

市町名	海水浴場名	ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL)	油膜の 有無	COD (mg/L)	透明度	判定	病原性大腸菌 O-157
坂井市	浜地	4	なし	1.3	全透	適 (A)	不検出
	三国サンセットビーチ	25	〃	1.5	〃	〃 (A)	〃
福井市	鷹巣	<2	〃	1.3	〃	〃 (AA)	〃
	鮎川	<2	〃	1.4	〃	〃 (AA)	〃
	越廼	<2	〃	1.5	〃	〃 (AA)	〃
越前町	くりや長須浜	2	〃	1.7	〃	〃 (A)	〃
敦賀市	田結	<2	〃	1.7	〃	〃 (AA)	〃
	気比の松原	<2	〃	1.8	〃	〃 (AA)	〃
	水島	<2	〃	1.5	〃	〃 (AA)	〃
美浜町	丹生	<2	〃	1.1	〃	〃 (AA)	〃
	水晶浜	<2	〃	1.3	〃	〃 (AA)	〃
	菅浜 (ダイヤ浜)	<2	〃	1.6	〃	〃 (AA)	〃
おおい町	長井浜	<2	〃	1.6	〃	〃 (AA)	〃
高浜町	若狭和田	<2	〃	1.4	〃	〃 (AA)	〃
	三松	<2	〃	1.4	〃	〃 (AA)	〃

(資料：環境政策課)

- (備考)
- 1 調査日 平成 29 年 4 月 25 日、5 月 2 日
 - 2 調査回数 1 海水浴場当たり 1 日 1 回の 2 日間 (ただし、O-157 は 4 月 25 日の 1 日)
 - 3 調査地点 水深 1.0～1.5m の地点で汀線に沿って 1 地点で採取
 - 4 採取位置 表層 0.5m
 - 5 調査結果 ふん便性大腸菌群数および COD は、2 回の調査の平均値

表3-24-2 水生生物調査団体と参加人数(平成28年度)

番号	調査団体		参加人数 (人)
	団体名	体名	
1	武生第一中学校	科学部	20
2	福井市越廼中学校		13
合計	2 団体		33

図3-24-3 水生生物調査地点概況図



表3-25 特定事業場届出状況（水質汚濁防止法）

（平成29年3月31日現在）

施設の 種類	排水量区分	福	敦	小	大	勝	鯖	あ	越	坂	永	池	南	越	美	お	高	若	合 計	
		井 市	賀 市	浜 市	野 市	山 市	江 市	わ ら 市	前 市	井 市	平 寺 町	田 町	越 前 町	前 町	美 浜 町	お お い 町	高 浜 町	若 狭 町		
1の2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																			
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	5	5		3	5		3	1	17					4				3	46
	うち有害物質使用																			
2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	2							1	2										5
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	3						1										1		5
	うち有害物質使用																			
3	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1							1											2
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用		3	6				1		3			1	6	3					23
	うち有害物質使用																			
4	50m ³ /日以上 うち有害物質使用									1							1			2
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用					1	1			3						1	1	2		9
	うち有害物質使用																			
5	50m ³ /日以上 うち有害物質使用								1											1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	7		2	7	4	3	1	2	3			1	1				1		32
	うち有害物質使用																			
8	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																	1		1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	3		1	1				3					1						9
	うち有害物質使用																			
9	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																			
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用				2		1		2											5
	うち有害物質使用																			
10	50m ³ /日以上 うち有害物質使用													1						1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	14	1	1	5	3	5		5	4	5		4	3	1			2		53
	うち有害物質使用																			
11	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																			
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用				1				1	1										3
	うち有害物質使用									1										1
16	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1																		1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1		2				1	3	1					2					10
	うち有害物質使用																			
17	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1							1	1										3
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	7	7	6	10	3	5	5	5	6			2	14				2		72
	うち有害物質使用																			
19	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	17				4	6		2	10										39
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	2					1													3
	うち有害物質使用	9					7	6	15	10										47
21	50m ³ /日以上 うち有害物質使用						1													1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																			
	うち有害物質使用																			
21の2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																			
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用								1											1
	うち有害物質使用																			
21の3	50m ³ /日以上 うち有害物質使用		1																	1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用								1											1
	うち有害物質使用																			

施設の 種類	排水量区分	福	敦	小	大	勝	鯖	あ	越	坂	永	池	南	越	美	お	高	若	合 計
		井 市	賀 市	浜 市	野 市	山 市	江 市	わ ら 市	前 市	井 市	平 寺 町	田 町	越 前 町	前 町	浜 町	お お い 町	高 浜 町	若 狭 町	
22	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1																	1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1																1	1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	2								2									5
23	50m ³ /日以上 うち有害物質使用								19										1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用								46										46
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用									1									1
23の2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	10	1	1		1	2	1	2	1									19
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	2																	2
27	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	2							1										3
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	2							1										3
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1								4									5
32	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用								1	2									3
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用									1									1
33	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1	1						1	1									4
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用						1			4									1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用									1									1
46	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	7					1		2	2								1	13
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	3							1									1	5
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	3								4								1	8
47	50m ³ /日以上 うち有害物質使用		1			1													2
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用		1						1	2								1	5
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用			1						2								1	3
49	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用						1												1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																		
51の2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1																	1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																		
51の3	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用													1					1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																		
52	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用									1									1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																		
54	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	2	2			2		4	1	7					1	2			21
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																		
55	50m ³ /日以上 うち有害物質使用		5				2	2	1			2	4		2	1	1		20
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	8	6	2	4	1	5	4	2	4	1	4		2	2	2	5	2	54
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																		
56	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1																	1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																		
59	50m ³ /日以上 うち有害物質使用										1								1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	4	4		1	2			3	2	1	1	1				1	2	22
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																		

施設の 種類	排水量区分	福	敦	小	大	勝	鯖	あ	越	坂	永	池	南	越	美	お	高	若	合 計		
		井 市	賀 市	浜 市	野 市	山 市	江 市	わ ら 市	前 市	井 市	平 寺 町	田 町	越 前 町	前 町	浜 町	おい 町	浜 町	狭 町			
60	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																				
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1					1	7				1			1						11
62	50m ³ /日以上 うち有害物質使用				2					2											4
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1	1		1					2											3
						1				1											4
63	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1																			1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1				1		1	1	1											5
		1				1				1											3
63の3	50m ³ /日以上 うち有害物質使用		1																		1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用		1																		1
64の2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用						1		1	1											3
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	2																			2
65	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1	1		1			1	3	2		1							1		11
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1			1				2	1		1							1		7
		4	1		1	4	13	2	7	4	2	1		2		1					42
66	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	2		1		1	4		1					2							11
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	2		1		1	4		1					2							11
		7					11	1		1				2							22
66の3	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	5	1			1	1	11	1				1					1	1		23
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	38	81	177	25	8	16	63	40	82	3	2	41	54	80	18	50	125			903
66の4	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1																			1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用		1					1		3	1			1				1	1		9
66の5	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	3	1																		4
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用						2	1													3
66の6	50m ³ /日以上 うち有害物質使用							1													1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用								1												1
67	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	3	1							1	1										6
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	20	10	2	15	5	4	6	8	17	2			1	2	1			4		97
		3								1											4
68	50m ³ /日以上 うち有害物質使用														1					2	27
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	12	4	2	2	1			2	1									2		6
		3				1				1									1		
68の2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	2																			2
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用		1	1																	2
				1																	1
70	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																				
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用		1																		1
70の2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																				
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	5	1																		6

施設の 種類	排水量区分	福	敦	小	大	勝	鯖	あ	越	坂	永	池	南	越	美	お	高	若	合
		井	賀	浜	野	山	江	わ	前	井	平	田	越	前	浜	おい	浜	狭	
		市	市	市	市	市	市	市	市	市	町	町	町	町	町	町	町	町	
71	50m ³ /日以上 うち有害物質使用		1																1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	87	15	9	18	5	19	6	35	28	5	1	2	4	2	4	4	7	251
71の2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	2	1	4			1												8
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	15	6	3	2		2	2	3	6	2			1	1			1	44
		8	4	2				1	2	5	2			1	1				26
71の3	50m ³ /日以上 うち有害物質使用							1											1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1	1	1	1		1		2							1	1	1	10
71の4	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1																	1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用								1	1									2
									1										1
71の5	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	2					2		1										5
		2					2		1										5
71の6	50m ³ /日以上 うち有害物質使用		1																1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用		1																1
							1												1
72	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	32	16	13	15	5	7	4	14	4	5		5	6	9	12	3	13	163
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用		2																2
			1						3	1				1					6
73	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	7	1	1	1	1	1		3	3	2	1	2	3	1		1	3	31
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																		
74	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	4	2	3			1	1		1						1			13
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用		1				1	1											3
				1															1
計	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	99	35	22	19	13	26	21	53	30	10	4	12	12	12	15	6	20	409
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	12	6	3	2	1	7	1	6	3		1	1	2				2	47
		277	153	218	98	47	103	117	199	227	22	10	52	95	101	28	63	159	1969
	28	5	3		2	15	3	7	20	2			3	1	1		3	93	
合 計		376	188	240	117	60	129	138	252	257	32	14	64	107	113	43	69	179	2,378

(資料：環境政策課)

表 3-26 特定工場届出状況（排水量関係）（県公害防止条例）
（平成29年3月31日現在）

市町名	工場数
福井市	9
敦賀市	8
小浜市	2
大野市	1
勝山市	2
鯖江市	4
あわら市	1
越前市	4
坂井市	4
越前町	1
美浜町	1
高浜町	2
おおい町	1
合計	40

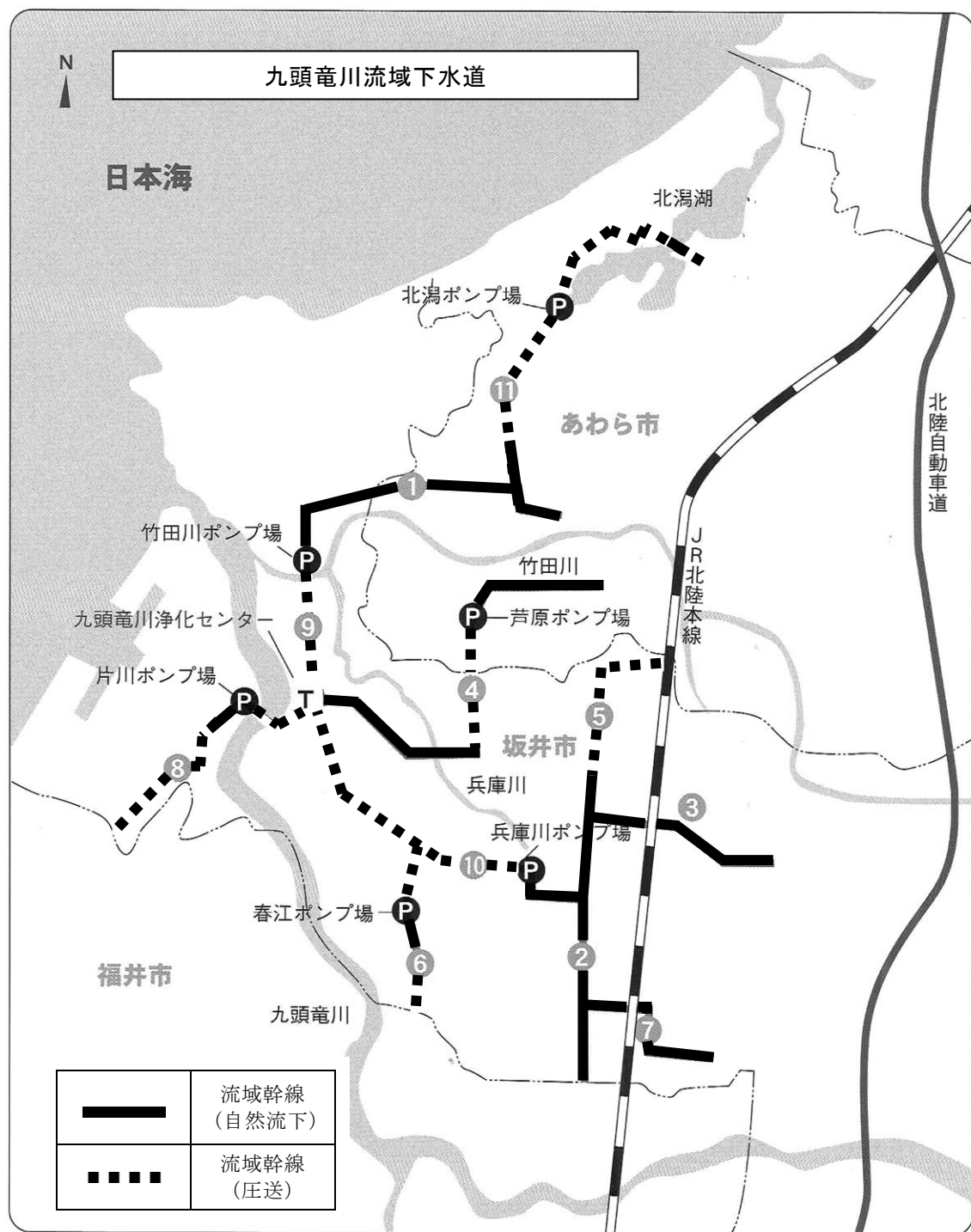
（資料：環境政策課）

表 3-27 汚水および廃液に係る特定施設届出状況（県公害防止条例）
（平成29年3月31日現在）

施設種類	1	12	13	合計
	反応施設	廃ガス洗浄施設	洗浄施設	
市町名				
福井市			3	3
敦賀市			1	1
鯖江市			1	1
越前市	1			1
坂井市		1		1
合計	1	1	5	7

（資料：環境政策課）

図 3-28 九頭竜川流域下水道計画図



① 北部幹線	⑤ 金津幹線	⑨ 北部圧送幹線
② 南部幹線	⑥ 春江幹線	⑩ 南部圧送幹線
③ 坂井幹線	⑦ 丸岡幹線	⑪ 北潟幹線
④ 芦原幹線	⑧ 西部幹線	

(資料：河川課)

表3-29 福井県の公共下水道の現況（平成29年3月31日現在）

団体名	処 理 場 名	排除方式	整備済面積 (ha)	行政人口 a(人)	処理人口 b(人)	下水道処理 人口普及率 b/a(%)	処理開始 (予定)年月
福井市	境浄化センター	合 流	838.8	264,906	46,694	85.8	S34.4
	日野川浄化センター	分 流 一部合流	3,184.7		151,738		S60.10
	鷹巣浄化センター	分 流	97.5		2,797		H10.4
	羽生浄化センター	分 流	39.9		1,308		H14.4
	美山浄化センター	分 流					H20.6
	清水東部環境センター	分 流	146.4		3,794		S48.8
	清水西部環境センター	分 流	96.0		3,255		H6.3
	(九頭竜川浄化センターへ流入)	分 流	509.9		17,604		-
	計		4,913.2		227,190		
敦賀市	天筒浄化センター	分 流	1,196.2	66,520	55,889	84.0	S58.7
小浜市	小浜浄化センター	分 流	716.1	29,922	20,361	68.0	H3.3
大野市	大野市下水処理センター	分 流	442.9	34,202	15,536	45.4	H15.4
勝山市	勝山浄化センター	分 流	815.9	23,978	20,380	85.0	S60.6
鯖江市	鯖江市環境衛生センター	分 流	1,820.9	69,126	50,247	72.7	S58.6
	東工汚水処理場	分 流	12.0		-		S49.10
	計		1,832.9		50,247		
あわら市	(九頭竜川浄化センターへ流入)	分 流	1,134.5	28,641	26,066	91.0	-
越前市	家久浄化センター	分 流 一部合流	1,195.3	82,982	43,158	73.4	S55.8
	今立浄化センター	分 流	242.2		7,520		H17.3
	水循環センター	分 流	327.4		10,215		H21.9
	計		1,764.9		60,893		
坂井市	(九頭竜川浄化センターへ流入)	分 流	2,789.2	92,478	86,503	97.4	-
	(五領川浄化センターへ流入)	分 流	147.5		3,565		-
	計		2,936.7		90,068		

団体名	処 理 場 名	排除方式	整備済面積 (ha)	行政人口 a(人)	処理人口 b(人)	下水道処理 人口普及率 b/a(%)	処理開始 (予定)年月
永平寺町	志比浄化センター	分 流	15.0	18,881	245	75.8	S55.4
	中央浄化センター	分 流	165.5		4,720		S62.4
	(五領川浄化センターへ流入)	分 流	287.8		9,342		-
	計		468.3		14,307		
池田町	池田水処理センター	分 流	127.0	2,700	2,335	86.5	H11.3
南越前町	南条浄化センター	分 流	87.0	10,956	3,095	39.5	H5.3
	河野浄化センター	分 流	38.6		1,235		H12.3
	計		125.6		4,330		
越前町	朝日浄化センター	分 流	410.8	22,258	8,548	65.5	S61.3
	織田浄化センター	分 流	226.2		4,255		H6.10
	宮崎浄化センター	分 流	59.1		1,782		H1.4
	計		696.1		14,585		
美浜町	美浜町浄化センター	分 流	315.8	9,774	5,611	57.4	H7.4
高浜町	高浜町せらぎランド	分 流	336.0	10,570	7,404	70.0	H11.4
おおい町	名田庄東部浄化センター	分 流	53.0	8,288	1,398	16.9	H12.7
若狭町	三方浄化センター	分 流	94.2	15,359	3,716	41.5	H12.3
	海越浄化センター	分 流	7.0		165		H19.4
	三宅浄化センター	分 流	102.0		1,859		H11.4
	熊川浄化センター	分 流	24.0		638		H9.4
	計		227.2		6,378		
五領川公共下水道事務組合	五領川浄化センター	分 流	435.3	-	12,907	-	S58.4
福井県	九頭竜川浄化センター	分 流	4,433.6	-	130,173	-	S57.7
	テクノポート福井浄化センター	分 流	762.0	-	-	-	H5.12
県計			18,864.3	791,541	622,978	78.7	

(資料：河川課)

表3-30 浄化槽設置届出基数（人槽別）

（平成29年3月31日現在）

健康福祉 センター	市町名	単独処理浄化槽					合併処理浄化槽					合計			
		5～10	11～20	21～50	51～200	201～500	501～	計	5～10	11～20	21～50		51～200	201～500	501～
福井	福井市	8,957	1,027	1,325	207	24	1	11,541	4,646	143	255	308	109	44	5,505
	永平寺町	169	13	12	2	0	1	197	40	2	6	9	2	5	64
	計	9,126	1,040	1,337	209	24	2	11,738	4,686	145	261	317	111	49	5,569
坂井	あわら市	936	81	134	23	0	1	1,175	264	20	22	18	5	4	333
	坂井市	2,734	222	273	46	2	1	3,278	577	46	54	52	12	7	748
奥越	計	3,670	303	407	69	2	2	4,453	841	66	76	70	17	11	1,081
	大野市	3,799	309	406	46	2	0	4,562	1,645	70	58	53	26	15	1,867
丹南	勝山市	346	48	58	15	0	0	467	142	2	8	8	6	2	168
	計	4,145	357	464	61	2	0	5,029	1,787	72	66	61	32	17	2,035
武生	鯖江市	1,159	85	77	15	1	0	1,337	864	18	9	9	7	6	913
	越前市 <small>(旧今庄町)</small>	901	87	61	14	2	0	1,065	1,214	7	16	11	2	1	1,251
	池田町	16	0	1	1	0	0	18	43	0	2	0	1	0	46
	越前町	320	61	88	15	1	0	485	72	4	4	21	4	6	111
小計	2,396	233	227	45	4	0	2,905	2,193	29	31	41	14	13	2,321	
二州	越前市 <small>(旧武生市)</small>	4,260	387	499	66	11	0	5,223	3,408	103	134	103	27	15	3,790
	南越前町	91	10	23	5	0	0	129	149	8	14	8	13	6	198
	小計	4,351	397	522	71	11	0	5,352	3,557	111	148	111	40	21	3,988
若狭	計	6,747	630	749	116	15	0	8,257	5,750	140	179	152	54	34	6,309
	敦賀市	1,877	270	398	120	10	0	2,675	1,831	53	95	92	40	22	2,133
	美浜町	86	14	24	2	1	0	127	62	7	4	10	10	6	99
小計	2,009	306	459	133	11	0	2,918	1,913	60	100	112	54	33	2,272	
若狭	小浜市	227	64	78	11	2	0	382	275	21	17	24	11	12	360
	高浜町	84	28	31	9	4	0	156	55	15	28	12	5	3	118
	おおい町	32	18	16	4	0	0	70	69	6	10	34	22	14	155
小計	27	4	14	2	0	0	47	17	1	8	8	4	5	43	
県計	計	370	114	139	26	6	0	655	416	43	63	78	42	34	676
	計	26,067	2,750	3,555	614	60	4	33,050	15,393	526	745	790	310	178	17,942
														50,992	

（資料：医薬食品・衛生課）

表3-31 年度別し尿処理状況

(単位：人、kL)

区 分		年 度													
		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
県 内 総 人 口		827,085	828,451	822,949	820,366	817,689	814,388	811,396	808,494	805,694	801,940	808,996	804,229	800,410	
計 画 処 理 区 域 内 人 口		827,085	828,451	822,949	820,366	817,689	814,388	811,396	808,494	805,694	801,940	808,996	804,229	800,410	
内	水洗化人口	下水道人口	457,614	469,097	485,324	503,086	512,536	515,168	523,126	537,412	549,002	559,022	553,664	560,839	569,149
		地域し尿処理人口	213	186	181	181	181	181	181	0	0	0	0	0	0
		浄化槽人口	258,320	252,411	237,559	232,373	227,697	224,138	228,284	216,433	210,102	211,739	218,067	206,791	199,071
		合 計	716,147	721,694	723,064	735,640	740,414	739,487	751,591	753,845	759,104	770,761	771,731	767,630	768,220
訳	非水洗化人口	計画収集人口	106,957	103,007	96,263	81,532	75,228	73,088	58,408	53,255	45,487	41,842	36,395	34,796	31,528
		自家処理人口	3,981	3,750	3,622	3,194	2,047	1,813	1,578	1,394	1,103	1,031	870	1,803	662
		合 計	110,938	106,757	99,885	84,726	77,275	74,901	59,986	54,649	46,590	42,873	37,265	36,599	32,190
計 画 処 理 区 域 外 人 口		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
水 洗 化 率 (%)		86.6	87.1	87.9	89.7	90.5	90.8	92.6	93.2	94.2	96.1	95.4	95.4	96.0	
衛 生 処 理 率 (%)		99.5	99.5	99.6	99.6	99.7	99.8	99.8	99.8	99.9	99.9	99.9	99.8	99.9	
原 単 位	一人一日平均排出量 (ℓ) (し尿)	1.85	1.76	1.67	1.87	1.77	1.57	1.86	1.85	2.00	2.01	2.12	2.05	2.09	
	一人一日平均排出量 (ℓ) (浄化槽汚泥)	1.43	1.51	1.56	1.64	1.63	1.60	1.59	1.61	1.70	1.63	1.59	1.64	1.70	
計 画 収 集 量		207,109	205,098	193,603	194,805	184,584	172,680	172,328	162,746	163,325	156,729	154,385	149,548	148,041	
内 訳	し 尿	72,237	66,364	58,665	55,679	48,736	41,977	39,726	35,882	33,218	30,637	28,201	25,989	24,160	
	浄化槽汚泥	134,872	138,734	134,938	139,126	135,848	130,703	132,602	126,864	130,107	126,092	126,184	123,559	123,881	
収 集 形 態 別 内 訳	委 託	し 尿	441	426	918	710	105	113	106	108	104	94	88	86	77
		浄化槽汚泥	217	285	1,108	1,078	281	3,377	3,610	3,753	3,780	3,652	3,314	4,088	3,690
		合 計	658	711	2,026	1,788	386	3,490	3,716	3,861	3,884	3,746	3,402	4,174	3,767
	許 可	し 尿	71,796	65,938	57,747	54,969	48,631	41,864	39,620	35,774	33,114	30,543	28,113	25,903	24,083
		浄化槽汚泥	134,655	138,449	133,830	138,048	135,567	127,326	128,992	123,111	126,327	122,440	122,870	119,471	120,191
		合 計	206,451	204,387	191,577	193,017	184,198	169,190	168,612	158,885	159,441	152,983	150,983	145,374	144,274
計 画 処 理 量		210,317	208,702	193,603	196,053	184,950	173,952	173,401	164,466	160,541	156,736	154,385	149,514	148,041	
処 理 内 訳	し尿処理施設	し 尿	59,291	60,900	47,329	37,363	31,828	27,692	26,795	24,028	20,506	19,941	24,667	22,715	21,123
		浄化槽汚泥	81,313	126,751	83,823	74,148	69,869	62,452	64,566	65,950	64,882	63,462	113,677	110,884	110,944
		合 計	140,604	187,651	131,152	111,511	101,697	90,144	91,361	89,978	85,388	83,403	138,344	133,599	132,067
	下水道投入等	し 尿	16,166	9,023	11,336	18,868	16,782	14,910	13,565	12,457	11,844	10,687	3,534	3,266	3,028
浄化槽汚泥		53,547	12,028	51,115	65,674	66,471	68,898	68,475	62,031	63,309	62,646	12,507	12,649	12,896	
合 計		69,713	21,051	62,451	84,542	83,253	83,808	82,040	74,488	75,153	73,333	16,041	15,915	15,924	
自 家 処 理 量		7,090	6,781	1,190	2,018	1,396	1,255	1,092	921	851	730	584	1,085	463	
し 尿 等 の 総 処 理 量		217,407	215,483	194,793	198,071	186,346	175,207	174,493	165,387	161,392	157,466	154,969	150,599	148,504	

(資料：循環社会推進課)

表3-32 農業集落排水事業整備状況

(平成29年3月31日現在)

市町村名	住民基本 台帳人口 (H22年度末)	全体計画（新・整備構想）		平成28年度までに完了		
		整備人口	整備計画 処理区数	整備人口	処理区数	対市町村 対集排
福井市	265,009	14,413	25	14,413	25	5.4% 100.0%
敦賀市	68,076	3,208	10	2,441	6	3.6% 76.1%
小浜市	31,386	8,273	11	8,273	11	26.4% 100.0%
大野市	36,538	7,514	15	7,514	15	20.6% 100.0%
勝山市	25,904	3,184	5	3,184	5	12.3% 100.0%
鯖江市	67,877	12,322	6	12,322	6	18.2% 100.0%
あわら市	30,203	1,050	2	1,050	2	3.5% 100.0%
越前市	82,580	4,170	6	4,170	6	5.0% 100.0%
坂井市	93,248	1,644	3	1,644	3	1.8% 100.0%
永平寺町	19,644	4,134	4	4,134	4	21.0% 100.0%
池田町	3,222	939	2	939	2	29.1% 100.0%
南越前町	11,856	6,780	13	6,780	13	57.2% 100.0%
越前町	23,996	4,080	9	4,080	9	17.0% 100.0%
美浜町	10,646	2,638	9	2,638	9	24.8% 100.0%
高浜町	11,105	3,187	7	3,187	7	28.7% 100.0%
おおい町	8,752	6,653	27	6,653	27	76.0% 100.0%
若狭町	16,386	8,905	9	8,905	9	54.3% 100.0%
県 合計	806,428	93,094	163	92,327	159	11.4% 99.2%

(資料：農村振興課)

表 3-33 漁業集落排水施設の整備状況

(平成29年3月31日現在)

地区名	事業主体	漁港名	処理開始年度	地区人口
福井市 蒲生・茱崎	福井市	茱崎漁港	H 16	868人
越前町 梅浦	越前町	越前漁港	H 13	1,377人
越前町 厨	越前町	越前漁港	H 16	2,166人
越前町 米ノ	越前町	米の浦漁港	H 19	472人
敦賀市 立石	敦賀市	立石漁港	H 18	66人
敦賀市 白木	敦賀市	白木漁港	H 6	63人
敦賀市 浦底	敦賀市	浦底漁港	H 8	67人
美浜町 日向	美浜町	日向漁港	H 3	585人
美浜町 菅浜	美浜町	菅浜漁港	H 5	419人
美浜町 丹生	美浜町	丹生漁港	S 62	221人
若狭町 世久見	若狭町	世久見漁港	S 63	130人
若狭町 神子	若狭町	神子漁港	H 4	119人
若狭町 小川	若狭町	小川漁港	H 11	178人
若狭町 常神	若狭町	常神漁港	H 18	139人
小浜市 阿納・犬熊	小浜市	内外海漁港	H 元	133人
小浜市 志積	小浜市	内外海漁港	H 元	44人
小浜市 矢代	小浜市	内外海漁港	H 2	46人
小浜市 泊	小浜市	内外海漁港	H 4	93人
小浜市 宇久・加尾・西小川	小浜市	内外海漁港	H 5	128人
小浜市 田鳥	小浜市	田鳥漁港	H 8	299人
小浜市 仏谷	小浜市	小浜漁港	H 11	44人
高浜町 音海	高浜町	音海漁港	H 14	133人
高浜町 上瀬・日引	高浜町	上瀬漁港	H 18	136人
越前町 白浜(城崎)	越前町	白浜(城崎)漁港	H 21	525人

(資料：水産課)

表 3-34 林業集落排水施設の整備状況

(平成29年3月31日現在)

地区名	事業主体	処理開始年度	地区人口
越前市 中山	越前市	H 11	62人
福井市 間戸	福井市	H 15	211人
福井市 天田	福井市	H 21	

(資料：森づくり課)